

KENSHIN

2013ディスクロージャー誌

香川県信用組合の現況

皆様の
お役にたちたい
いつまでも



好きです ふるさと心のふれあい大切に



“けんしん”の事業方針

●● 経営基本理念

けんしんは、ふるさと香川の人びととの心のふれあいをたいせつに、豊かな地域社会づくりに奉仕します

地域社会（香川）とともに発展し、豊かな地域社会づくりに奉仕していく「こころ」を忘れず、「お客さまとの心のふれあい」をもっとも大切にすの私達の願いです。

●● コーポレートスローガン

好きです ふるさと 心のふれあい大切に

コーポレートスローガンはふるさと香川に基盤をおき、ふるさとと共に発展していこうと願う私たち“けんしん”の熱い思いであり、私たちの行動指針となるものです。

●● 経営基本方針

① “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに奉仕できる金融機関を目指します。

② “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまから信頼される金融機関を目指します。

③ “けんしん”は、協同組織の金融機関として、組合員をはじめ地域の皆さまに、よりよいサービスを提供できる金融機関を目指します。



●● 役員行動規範

1. 信頼の確保

- (1) 私たちは、良識をもって、節度ある行動に努めます。
- (2) 私たちは、社会の一員として、各種の法令や組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し、尊重します。
- (3) 私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
- (4) 私たちは、お客さま（組合員の方々）にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
- (5) 私たちは、常に注意深く、厳正な事務を行います。
- (6) 私たちは、公私混同をしません。

2. 利益相反行為等の禁止

- (1) 私たちは、組合の業務または職務上の地位を利用して、私的な利益をはかる行為をしません。
- (2) 私たちは、社会常識をふまえ、お客さま（組合員の方々）などとの健全な関係を保ちます。

3. 情報管理

- (1) 私たちは、お客さま（組合員の方々）に関する情報を厳正に管理します。
- (2) 私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役員に対し、職務上必要な情報を、迅速かつ確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。

4. 職場規律

- (1) 私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、すべての役員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
- (2) 私たちは、服務や言葉づかい等基本的マナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。



CONTENTS

組合の概況..... 1

- ◆ “けんしん”の事業方針等 1
- ◆ ごあいさつ 3
- ◆ 平成24年度事業の概況 4
- ◆ “けんしん”の概要 3
 - 概要 3
 - 組織 17
 - 役員一覧 18
 - 店舗一覧等 36
- ◆ 業務のご案内 21
 - 主要な事業の内容 21
 - 各種手数料 21
- ◆ “けんしん”の内部管理態勢 22
 - 統合的リスク管理の態勢 22
 - 法令等遵守の態勢 23
- ◆ “けんしん”の歩み 61

地域貢献..... 31

資料編..... 39



地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢

●● ごあいさつ

平素は、“けんしん”に格別のご支援とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

皆さま方に対し、地域に貢献する“けんしん”の経営姿勢をより深くご理解いただくために、平成24年度における事業内容と経営の基本方針等を取りまとめた「香川県信用組合の現況(ディスクロージャー誌)」を作成しましたので、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

私ども“けんしん”は、香川県を営業地区として、地元の中小零細事業者や地域の皆さまが組合員となり、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の精神に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

中小零細事業者や地域の皆さま一人ひとりのお顔が見えるきめ細かな取引を心がけ、常にお客さまの事業の発展や生活水準の向上に貢献するため、組合員の皆さまの利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、今後においても地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでまいります。

この冊子をご高覧いただき、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年7月

理事長 国 東 照 正

●● “けんしん”の概要

(平成25年3月31日現在)

名 称	香川県信用組合
理 事 長	国 東 照 正
本 店 所 在 地	香川県高松市亀井町9番地10
創 立	昭和27年10月22日
出 資 金	23億90百万円
組 合 員 数	37,918人
自 己 資 本 比 率	7.92%
預 金 量	1,182億77百万円
融 資 量	682億78百万円
店 舗 数	18店舗
役 職 員 数	191人
営 業 区 域	香川県一円

平成24年度の業績について

事業概況

預金積金	貸出金
<p>預金積金残高は、個人預金が対前期末比31億81百万円の増加、法人預金が対前期末比4億61百万円増加し、平成25年3月末残高は1,182億77百万円(増加率3.17%)となりました。今後も経営情報の開示を積極的に行い、安心してお取引いただける金融機関経営を維持してまいります。</p>	<p>平成25年3月末残高は682億78百万円で、対前期末比28億82百万円の増加(増加率4.40%)となりました。県内景気は、依然低迷しておりますが、今後も中小規模事業者等向け融資を積極的に推進し組合員の皆さま、地域経済の発展に寄与してまいります。</p>
損益	組合員勘定
<p>景気回復感が乏しく、貸出金収益が伸び悩んだものの、有価証券市場が好転し、有価証券運用収益が増加したことなどにより、127百万円の当期純利益を計上することができました。今後におきましても、協同組織金融機関の使命である中小企業金融の円滑化に積極的に取組むとともにリスク管理の徹底を図り安定的な収益確保に努めてまいります。</p>	<p>地域の皆さまのご理解とご協力をいただき、平成25年3月末の組合員数は37,918人、出資金総額は23億90百万円となりました。これからも地域との共生を大切に考えながら、協同組織金融機関としての社会的使命と公共的役割を果たしてまいります。</p>

主な経営指標の推移

(単位：千円)

項	目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利益	経常収益	3,186,901	3,103,336	3,208,284	2,884,743	3,256,742
	経常利益	△ 121,430	154,525	129,909	△ 460,394	479,961
	当期純利益	160,852	145,402	152,382	△ 505,756	127,515
残高	預金残高	110,876,700	111,878,791	113,482,958	114,636,380	118,277,297
	貸出金残高	68,719,250	67,873,663	65,252,109	65,395,791	68,278,252
	有価証券残高	15,622,221	18,726,328	21,688,773	23,358,998	24,242,714
	総資産	116,190,271	118,044,942	119,606,931	120,220,831	125,577,189
	純資産	3,498,407	4,228,374	4,294,845	3,868,280	5,570,681
職員数		193人	196人	196人	191人	186人
自己資本比率(単体)		7.32%	7.60%	7.81%	7.06%	7.92%

- (注) 1. 残高計数は、各年度期末日現在です。
 2. 職員数は、臨時の雇用(パート職員)を除いております。
 3. 「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、平成23年度及び平成24年度の「貸倒引当金戻入益」並びに「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

“けんしん”は

皆さまからの信頼を得るため、健全性の確保に努めています。

自己資本比率

7.92%

の実績となりました。国内基準である4%を上回っております。

開示債権比率

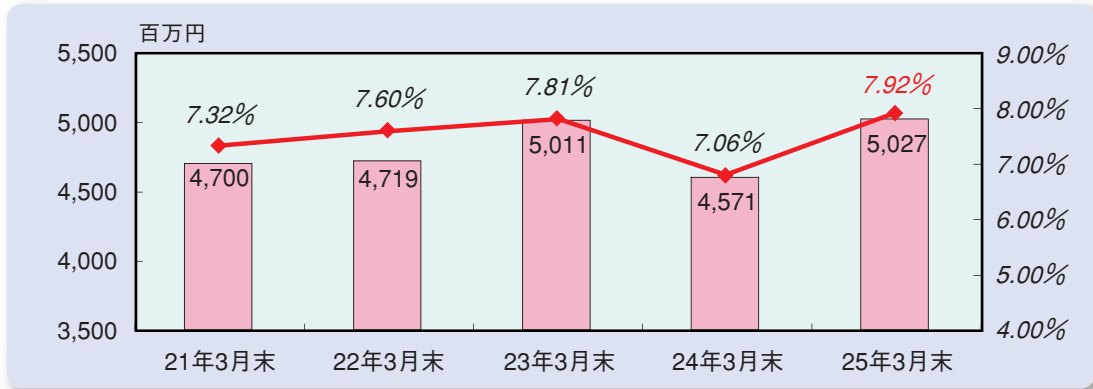
6.54%

となりました。景気が低迷する中、企業の経営支援に積極的に取組んでおります。

平成24年度の現況

●● 自己資本額・自己資本比率の推移

自己資本額は、平成24年3月末比で4億56百万円増加し、50億27百万円となりました。
また、自己資本比率は自己資本額の増加により、平成24年3月末比で0.86ポイント上昇し、7.92%となりました。



自己資本比率の見方

自己資本比率とは、金融機関の経営の健全性を示す重要な指標であり、貸出金や有価証券等のリスク資産（リスクアセット）に対して、出資金や内部留保並びに引当金等の自己資本の占める割合を表しております。この比率が高いほど、自己資本が豊富にあり、経営基盤がしっかりしているといえます。国内のみで営業を行なう金融機関に対しては国内基準である4%という基準が定められています。

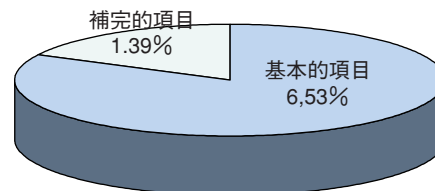
当組合の比率は7.92%と国内基準を上回っています。



● 自己資本・自己資本比率等の詳細

(単位：百万円)

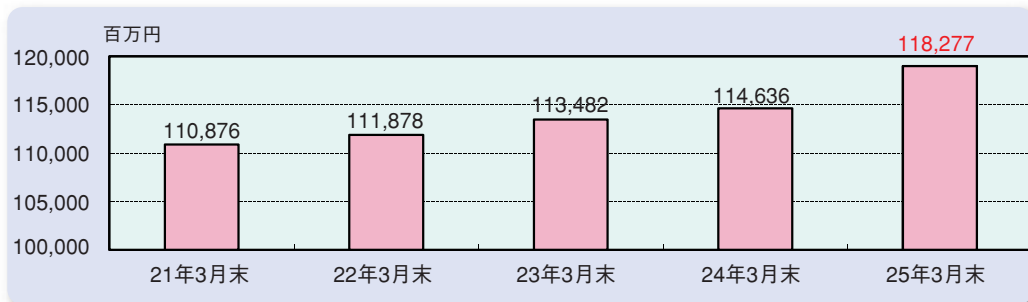
項目	平成25年3月末	項目	平成25年3月末
基本的項目 (A)	4,147	リスク・アセット (L)	63,457
(A)=(B)+(C)+(D)+(E)+(F)		(L)=(M)+(N)+(O)	
出資金 (B)	2,390	資産 (M)	59,281
利益準備金 (C)	830	オフ・バランス (N)	107
諸積立金 (D)	657	オペレーショナル・リスク (O)	4,068
繰越金(当期末残高) (E)	270	相当額を8%で除した額	
その他有価証券の評価差損 (F)	—	T i e r 1 比率 (P)	6.53%
補完的項目 (G)	879	(P)=(A)÷(L)×100	
(G)=(H)+(I)+(J)		自己資本比率 (Q)	7.92%
一般貸倒引当金 (H)	568	(Q)=(K)÷(L)×100	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 (I)	483		
補完的項目不算入額 (J)	△ 171		
自己資本額 (K)	5,027		
(K)=(A)+(G)			



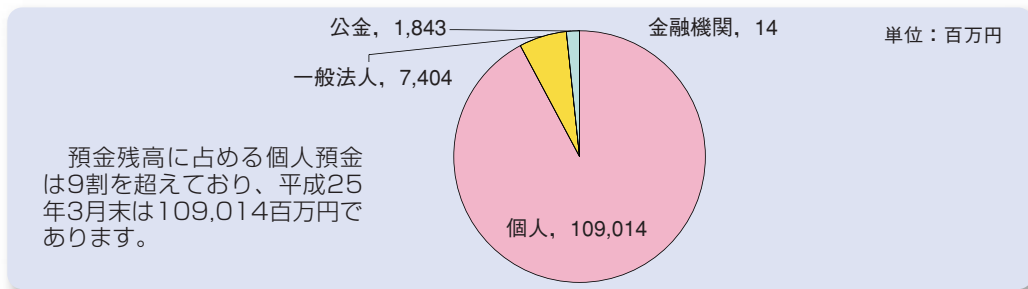
●● 預金・貸出金の残高推移状況

■ 預金の残高推移

地元に着した営業活動を行ってまいりました結果、平成24年3月末比で36億40百万円の増加となりました。

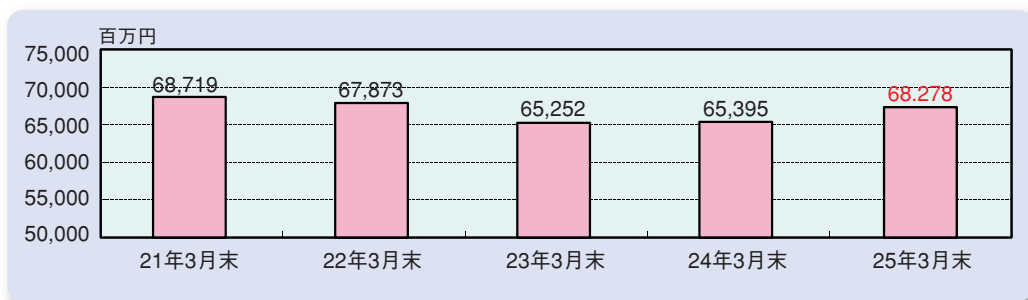


■ 預金者別預金残高

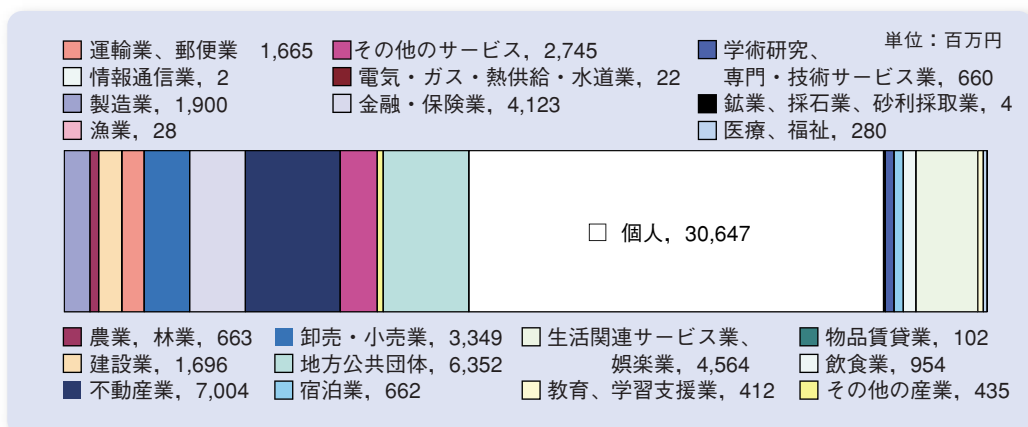


■ 貸出金の残高推移

県内景気が低迷している中、地元に着した営業活動を行ってまいりました結果、平成24年3月末比で28億82百万円の増加となりました。



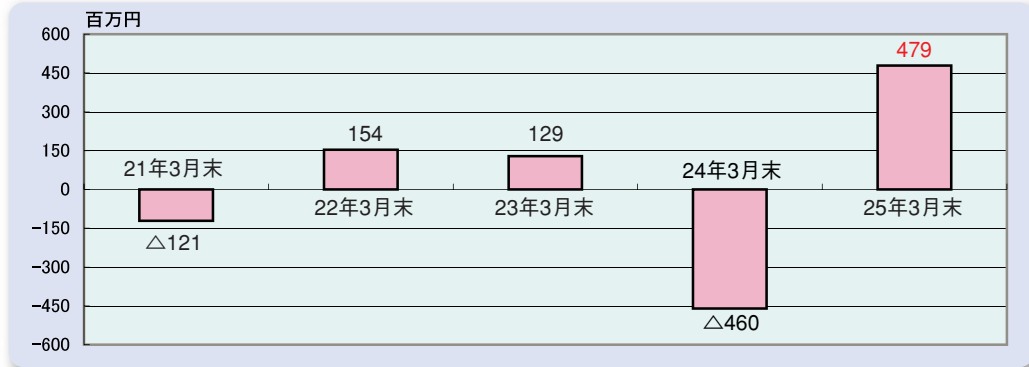
■ 貸出金業種別残高



各種利益の推移状況

■ 経常利益

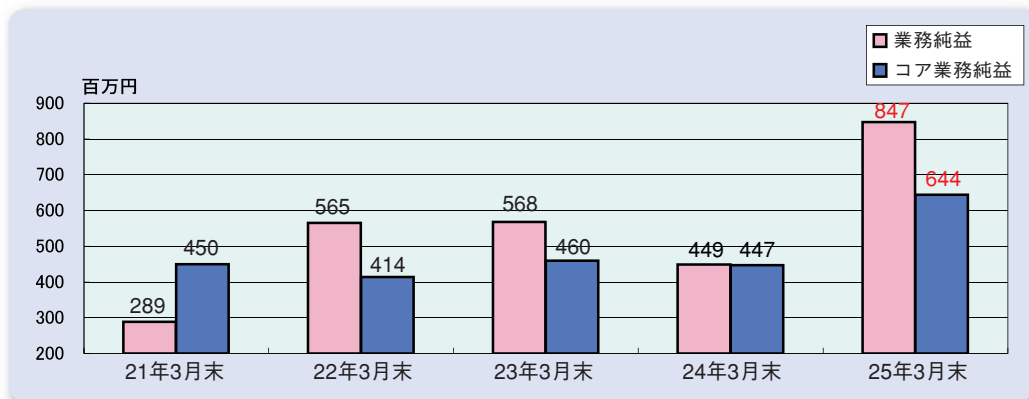
経常利益は、経常収益から経常費用を差し引いた利益で、毎年発生する通常の利益のことをいいます。



$$\text{経常利益} = \text{経常収益} - \text{経常費用}$$

■ 業務純益とコア業務純益の推移

業務純益は、金融機関本来の業務の収益力を示す指標で、一般企業の営業利益に該当します。この指標は貸倒発生の際の償却能力を判断する基準となります。

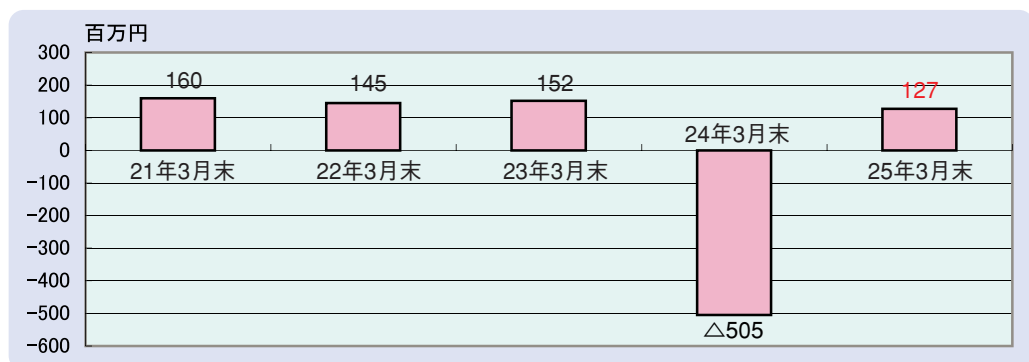


$$\text{業務純益} = \text{業務収益} - \text{業務費用 (一般貸倒引当金繰入額を含む)}$$

$$\text{コア業務純益} = \text{業務純益} + \text{一般貸倒引当金繰入額} - \text{国債等債券の売却・償還に係る損益}$$

■ 当期純利益の推移

当期純利益は、経常利益にその年に特別に発生した利益（特別利益）、損失（特別損失）と税金を加減した利益のことをいいます。



$$\text{当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失} - \text{税金等}$$

金融再生法に基づく開示債権の状況

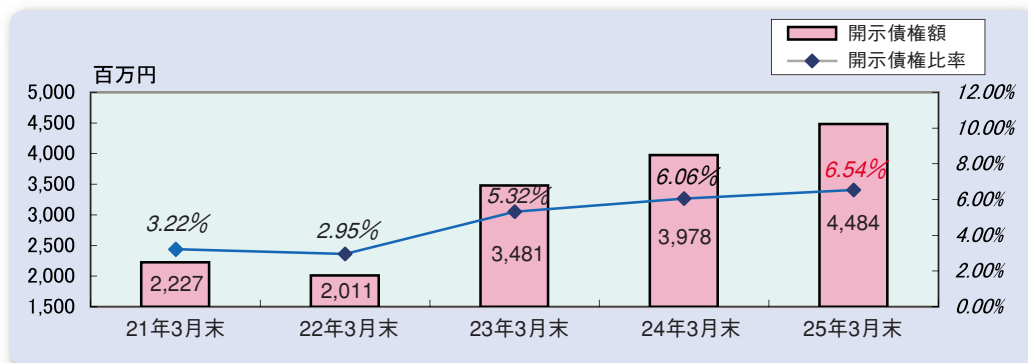
開示債権の発生防止と積極的な整理回収に努めましたが、平成24年3月末比で、開示債権額は5億6百万円増加し、開示債権比率は0.48ポイント上昇して6.54%となりました。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

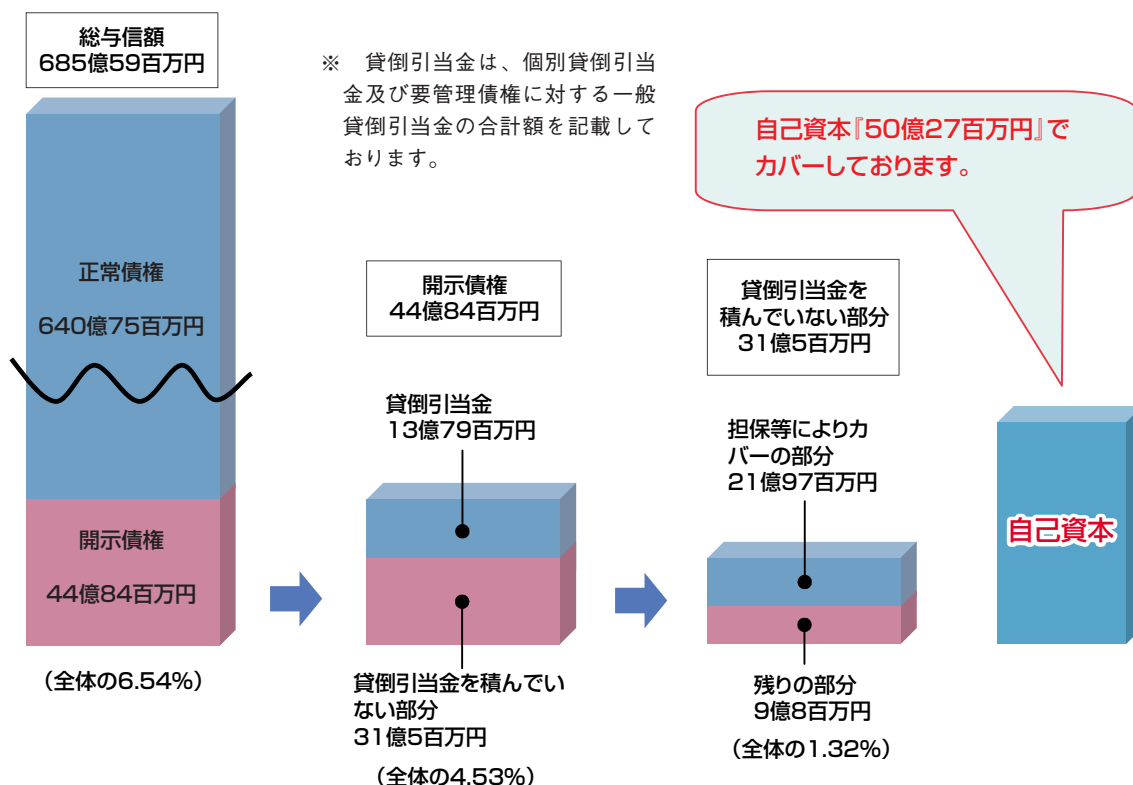
(単位：百万円)

区 分	開示債権額 A	担保・保証等 B	貸倒引当金 C	保全額 D=B+C	保全率 D/A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	646	518	127	646	100.00%
危険債権	2,972	1,465	1,175	2,640	88.83%
要管理債権	865	213	77	290	33.53%
開示債権合計	4,484	2,197	1,379	3,576	79.76%
正常債権	64,075				
総与信額	68,559				

開示債権額・開示債権比率の推移



平成25年3月末の開示債権の状況



バーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱に基づく開示

自己資本に関する事項

【自己資本調達手段の概要】

自己資本は、主に基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されています。平成24年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客さまからお預りしている出資金が該当いたします。

【自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率はもちろんのことTier1比率でも国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、繰延税金資産については自己資本に占める割合も僅かであり、ほとんど依存しておりません。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、当組合が置かれた環境を十分に踏まえたうえで策定しております。

● 自己資本の構成状況

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成24年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	2,084	2,390
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	—	—
資 本 準 備 金	—	—
そ の 他 資 本 準 備 金	—	—
利 益 準 備 金	800	830
特 別 積 立 金	657	657
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	55	270
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—
基 本 的 項 目 (A)	3,597	4,147
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	570	483
一 般 貸 倒 引 当 金	557	568
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△ 153	△ 171
補 完 的 項 目 (B)	974	879
自 己 資 本 総 額 [(A) + (B)] = (C)	4,571	5,027
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト)		
資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	60,524	59,281
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	150	107
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,020	4,068
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (D)	64,695	63,457
単 体 T i e r 1 比 率 (A) / (D)	5.56%	6.53%
単 体 自 己 資 本 比 率 (C) / (D)	7.06%	7.92%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号。)に基づき算出しております。

2. 繰越金には、配当金等の外部流出額を含んでおりません。

【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要】

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象が生起することから当組合に生じるリスク」と認識しています。当組合は、オペレーショナルリスクについては事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスクの基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しては、『基礎的手法』を採用することとし、体制を整備しております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、これらリスクについては常勤理事会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会に報告する体制を整備しております。

● 自己資本の充実度の状況

(単位：百万円)

項 目	平成23年度		平成24年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
1.信用リスク・アセット、所要自己資本の合計額	60,674	2,426	59,388	2,375
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	60,674	2,426	59,388	2,375
① ソブリン向け	150	6	189	7
② 金融機関向け	8,240	329	10,316	412
③ 法人等向け	15,451	618	14,734	589
④ 中小企業・個人向け	10,774	430	11,231	449
⑤ 抵当権付住宅ローン	5,359	214	5,122	204
⑥ 不動産取得等事業者向け	9,010	360	8,313	332
⑦ 3ヵ月以上延滞等	683	27	1,421	56
⑧ 出資等	5,486	219	2,956	118
⑨ 上記以外	5,518	220	5,103	204
(2)証券化エクスポージャー	—	—	—	—
2.オペレーショナル・リスク	4,020	160	4,068	162
3.単体総所要自己資本額(1.+2.)	64,695	2,587	63,457	2,538

(注) 1. 所要自己資本の額は、「リスク・アセット×4%」で求めております。

2. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

3. オペレーショナル・リスクは、当組合は「基礎的手法」を採用しております。なお、算定方法は下記のとおりです。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \{ (2,226\text{百万円} + 2,145\text{百万円} + 2,138\text{百万円}) \times 15\% = 976\text{百万円} \}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \{3\text{年}\}} \div 8\%$$

4. 単体総所要自己資本額は、「単体自己資本比率の分母の額（リスク・アセット）×4%」であります。

自己資本関係の用語説明

用語	解 説
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額です。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と、有価証券などの投資資産が該当します。
抵当権付住宅ローン	パーゼルII（新自己資本比率規制）において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
不動産取得等事業者	不動産の取得又は運用を目的とした事業者のことです。
オペレーショナル・リスク	業務上において不適切な処理等で発生する事象により損失を受けるリスクのことです。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
Tier1（基本的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の基本的項目であり、出資金、資本剰余金、利益準備金などから構成されています。
Tier2（補完的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金、土地再評価差額金の45%相当額などから構成されています。
Tier1比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額で算出されます。

信用リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などによる倒産等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失という損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクであるとの認識のうえ、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、役員に理解と遵守を促すことにより信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度から分析に注力しております。なお、一連の信用リスク管理の状況については、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

信用コストである個別貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金に当たる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率を用いて算出しております。

なお、それぞれの結果については会計監査人や監事の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

● 信用リスクに関するエクスポージャー及び種類別の期末残高<業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスク		エクスポージャー期末残高				3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券 株式・投資信託 その他			
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
製造業	2,586	2,424	2,185	1,636	401	788	31	136
農業、林業	687	757	687	757	—	—	—	—
漁業	101	104	101	104	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	6	4	6	4	—	—	—	—
建設業	3,078	3,011	3,078	3,011	—	—	196	157
電気・ガス・熱供給・水道業	828	1,651	72	85	756	1,566	—	—
情報通信業	2	2	2	2	0	0	—	—
運輸業、郵便業	2,283	2,062	1,985	1,860	298	202	—	—
卸売業、小売業	4,129	3,626	3,930	3,426	198	200	102	758
金融業、保険業	39,484	41,595	3,175	4,201	36,309	37,394	—	—
不動産業	8,008	7,171	7,603	7,068	405	103	73	74
物品賃貸業	103	103	103	103	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	894	890	894	890	—	—	27	27
宿泊業	730	662	730	662	—	—	—	—
飲食業	1,694	1,649	1,694	1,649	—	—	69	33
生活関連サービス業、娯楽業	5,247	5,011	5,247	4,901	—	110	173	1,056
教育、学習支援業	533	412	533	412	—	—	110	—
医療、福祉	276	280	276	280	—	—	—	—
その他のサービス	3,574	3,193	3,362	3,193	212	—	76	73
その他の産業	—	512	—	512	—	—	18	—
国・地方公共団体等	9,888	16,062	3,281	6,359	6,607	9,703	—	—
個人	26,224	25,784	26,224	25,784	—	—	316	342
その他	11,570	8,353	512	347	11,058	8,006	—	17
業種別合計	121,936	125,333	65,688	67,257	56,247	58,076	1,197	2,677
1年以下	21,367	29,426	5,253	6,429	16,113	22,997	—	—
1年超3年以下	13,796	13,888	7,237	5,914	6,559	7,974	—	—
3年超5年以下	17,852	15,411	9,842	7,078	10,010	8,333	—	—
5年超7年以下	3,947	5,593	3,312	4,779	635	814	—	—
7年超10年以下	14,016	13,475	6,339	5,458	7,676	8,017	—	—
10年超	38,381	39,012	35,302	37,132	3,079	1,880	—	—
期間の定めのないもの	12,574	8,521	401	463	12,172	8,058	—	—
残存期間別合計	121,936	125,333	65,688	67,257	56,247	58,076	1,197	2,677

(注) 1. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には「投資信託・株式」「総合口座」「現金」「債権に準ずる仮払金」等が含まれます。

2. 当組合は、国内の限定されたエリア（香川県下）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

● 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成23年度	446	557	—	446	557
	平成24年度	557	568	—	557	568
個別貸倒引当金	平成23年度	763	1,108	204	558	1,108
	平成24年度	1,108	1,309	133	975	1,309
合 計	平成23年度	1,209	1,666	204	1,005	1,666
	平成24年度	1,666	1,878	133	1,532	1,878

● 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当 期 減 少 額				期末残高			
					目的使用		その他					
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
製 造 業	0	191	191	135	—	8	0	183	191	135	—	—
農 業 、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	70	24	24	21	58	5	12	18	24	21	15	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	10	10	10	12	—	—	10	10	10	12	—	—
卸 売 業 、 小 売 業	85	93	93	497	1	5	83	88	93	497	0	1
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	79	62	62	30	24	—	54	62	62	30	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	26	26	26	9	1	4	25	22	26	9	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	11	9	9	3	—	—	11	9	9	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	32	326	326	371	3	0	28	326	326	371	0	—
教 育 、 学 習 支 援 業	—	37	37	—	—	37	—	—	37	—	304	33
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	158	97	97	58	70	3	87	93	97	58	0	—
その他の産業	30	25	25	7	—	17	30	8	25	7	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	257	203	203	162	42	50	214	152	203	162	12	7
合 計	763	1,108	1,108	1,309	204	133	558	975	1,108	1,309	332	41

(注) 1. 「貸出金償却」には、貸出金の償却のほかに貸出金に準ずる債権の償却額を含んでおります。

2. 当組合は、国内の限定されたエリア（香川県下）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・JCR
- ・R&I
- ・MOODY'S
- ・S&P

● リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポートの額			
	平成23年度		平成24年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	710	11,099	300	16,747
10%	—	2,060	—	2,410
20%	2,614	34,904	1,304	36,297
35%	—	15,347	—	14,646
50%	1,702	868	1,596	1,072
75%	—	15,809	—	16,330
100%	1,057	35,491	1,853	32,625
150%	—	269	—	149
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	6,084	115,851	5,055	120,278

信用リスク削減手法に関する事項

当組合における信用リスク削減手法は「貸出金と当組合預金担保の相殺」のみであり、その場合は開示が求められていないため省略しております。

信用リスク関係の用語説明

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクのことをいいます。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率です。
適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のことです。金融庁では、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関と定めています。
信用リスク削減手法	金融機関が抱えている信用リスクを軽減するための措置のことを言い、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自組合預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自組合預金と貸出金の相殺等をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当組合の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は外国為替関連取引、株式関連取引、クレジット・デリバティブがあります。

派生商品取引には市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は特段行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しておりますので、全く心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

加えて、組合全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統一的リスク管理について、その態勢を整備し適切な管理に努めております。

長期決済期間取引は該当ありません。

項 目	平成23年度	平成24年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

(単位：百万円)

項 目	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
1.派生商品取引合計	6	6	6	6
(1)外国為替関連取引	3	1	3	1
(2)金利関連取引	3	5	3	5
(3)金関連取引	—	0	—	0
(4)株式関連取引	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
2.長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	6	6	6	6

(注) 当組合では資金運用の一環として証券投資信託取引を行っており、その商品の中に派生商品取引が存在しております。

派生商品取引関係の用語説明

用 語	解 説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクです。
派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式です。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。
クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことで、もともと信用リスクをヘッジ(回避・低減)する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブは信用リスクを対象にしています。
コモディティ	品質、機能、形状、その他全ての属性が、標準化の進展、技術の発達、市場の発達、ライフサイクルの成熟化その他の理由によって安定的に均一化、共通化して、交換・代替が容易な普遍的価値として確立した商品のことです。

出資等エクスポージャーに関する事項

【銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や設定された保有限度枠の遵守状況を、定期的に理事会等へ報告しております。

一方、非上場株式に関しては、当組合が定める内部規程等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜理事会等へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計基準は、当組合が定める「有価証券運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

● 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

項 目		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
							うち益	うち損
上 場 株 式	23年度	—	—	3,370	3,182	△ 188	4	△ 193
	24年度	—	—	1,402	1,881	479	480	△ 1
非上場株式等	23年度	—	—	3,450	2,963	△ 486	14	△ 500
	24年度	—	—	2,161	2,270	108	241	△ 133
合 計	23年度	—	—	6,820	6,145	△ 675	19	△ 694
	24年度	—	—	3,564	4,152	588	722	△ 134

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

● 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合に子会社及び関連会社はありません。

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目		売 却 額	株式等償却	
			売却益	売却損
出資等エクスポージャー	平成23年度	3,177	77	—
	平成24年度	3,200	346	94

金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続きの概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、リスクの高い新商品等の導入による影響などをALM(資産負債総合管理)システムにより定期的に計測を行い、担当部署で協議検討をするとともに、必要に応じて理事会等へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。このように、当組合では将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行っております。

【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提は「アウトライヤー基準」によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 : 預金、貸出金、有価証券ともに「金利ラダー方式」
- ・コア預金 : 対象⇒流動性預金のうち、決済性預金を除く普通預金及び貯蓄預金
算定方法⇒算定現在残高の50%相当額
満期⇒5年以内(平均2.5年)
- ・金利感応資産、負債 : 預金、貸出金、有価証券、預け金
- ・金利ショック幅 : 99%タイル値
- ・リスク計測の頻度 : 月次

(単位:百万円)

運用勘定	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度
貸出金	648	728	要求払性預金	△62	△20
預け金	118	44	定期性預金	△367	△179
有価証券	158	155	その他	—	—
コールローン等	—	—			
その他	—	—			
運用勘定合計①	925	927	調達勘定計②	△430	△199

銀行勘定の金利リスク (① + ②)	495	728
-----------------------	-----	-----

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの(例えば、預金、貸出金、有価証券等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では99%タイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払性預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がないことから、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を「コア預金」と定義し、当組合では普通預金等の額の50%相当額を平均2.5年としてリスク量を算定しています。
3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク(728百万円) = 運用勘定の金利リスク量(927百万円) + 調達勘定の金利リスク量(△199百万円)

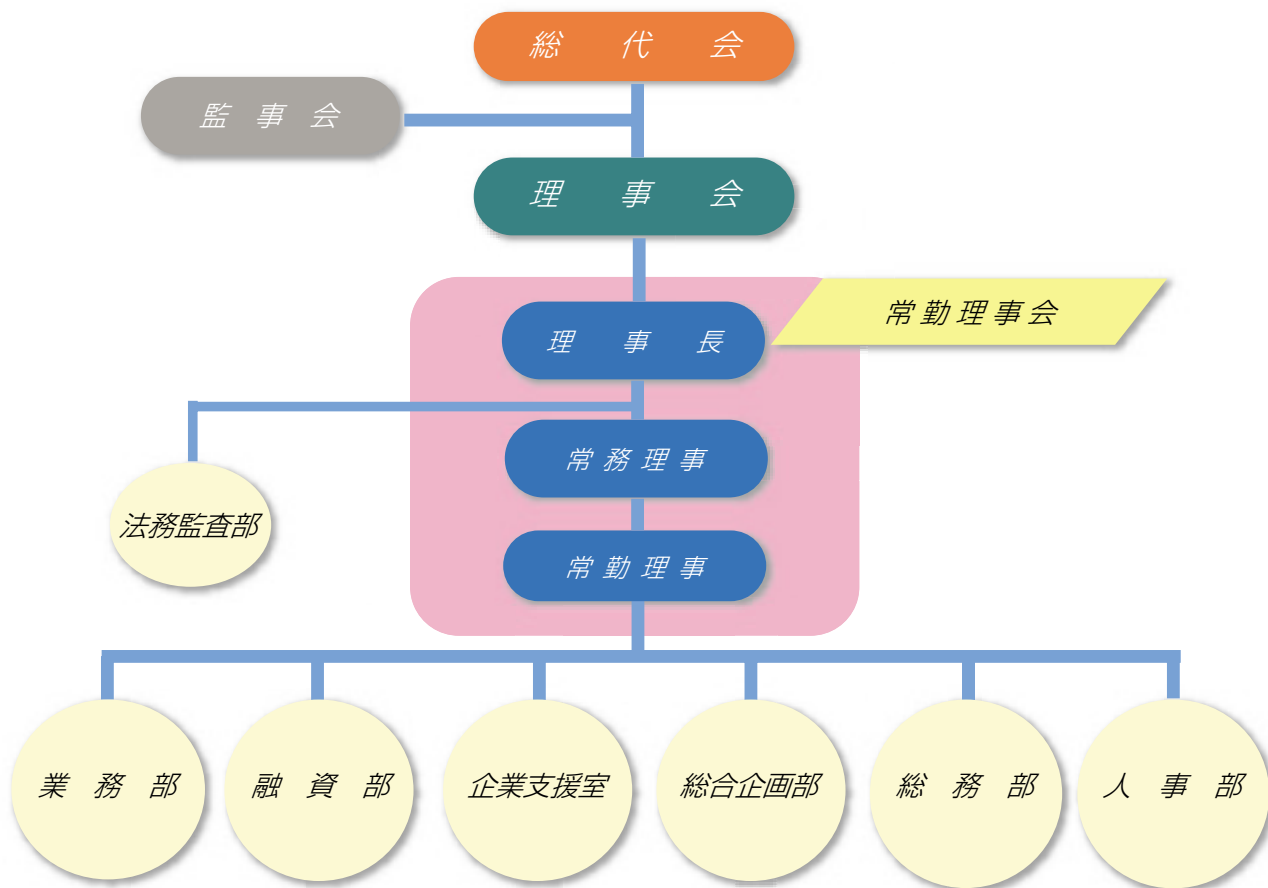
金利リスク関係の用語説明

用語	解 説
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%の内いずれか最小の額を上限とし、満期は5年以内(2.5年)として金融機関が独自に定めます。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200%ベース・ポイントの平行移動や、1%タイル値と99%タイル値といった算出方法があります。
パーセントタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセントタイル値は99パーセント目の値です。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことです。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本(Tier1とTier2の合計額)に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行うことです。
BPV	Basis Point Value(ベース・ポイント・バリュー)金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。

当組合の組織・監査の状況

組織図

(平成25年7月1日現在)



営 業 店

本店営業部
(高松・小豆島ブロック長店舗)

- 栗林支店
- 新橋支店
- 西通町支店
- 屋島支店
- 中央支店
- 土庄支店

川東支店
(香南東讃ブロック長店舗)

- 仏生山支店
- 長尾支店
- 円座支店
- 三本松支店
- 志度支店

丸亀支店
(西讃ブロック長店舗)

- 坂出支店
- 琴平支店
- 観音寺支店
- 高瀬支店

信用協同組合代理業者の商号、名称又は氏名及び代理業を営む営業所又は事務所の名称
当組合は該当ありません
信用協同組合が営む銀行代理業の状況(所属金融機関の商号又は名称)
全国信用協同組合連合会

役員一覧

(平成25年7月1日現在)

● 理事長 (代表理事)	国 東 照 正	● 理 事 (非常勤)	大 熊 繁 美
● 常務理事 (代表理事)	川 畑 貢	● 理 事 (非常勤)	雑 賀 修 二
● 常勤理事	西 田 幸 雄	● 理 事 (非常勤)	国 東 照 生
● 常勤理事	北 村 安 徳	● 監 事 (非常勤)	小 野 坂 一 郎
● 常勤監事	石 田 敬 二	● 監 事 (非常勤、員外)	小 橋 照 彦

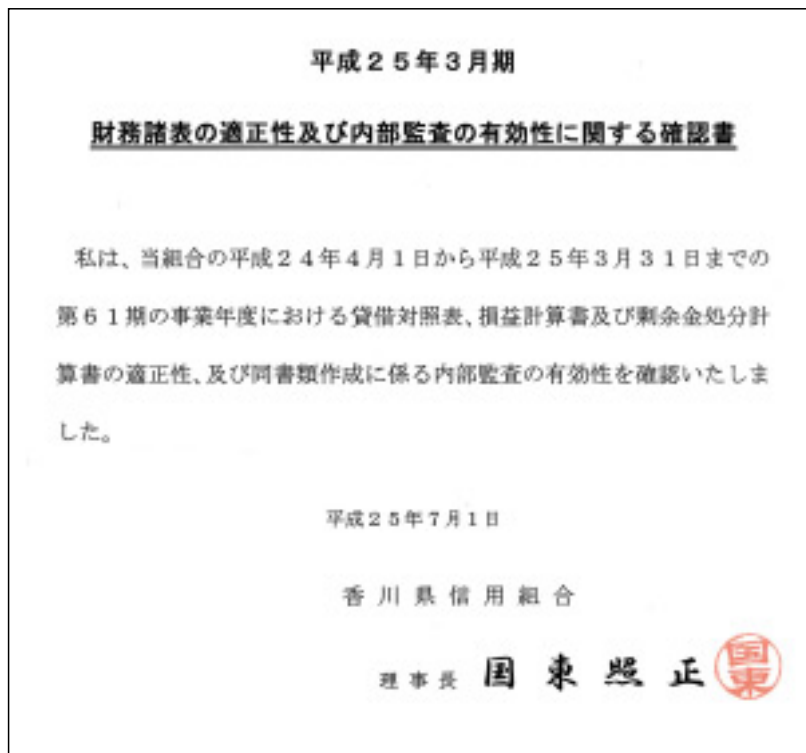
(注) 当組合は、職員出身者以外の理事3名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多角的な反映に努めています。

法定監査の状況

当組合は、平成13年度から『新日本有限責任監査法人』と監査契約を締結し、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等について会計監査を受けております。

また、当組合監事による監査も受けております。

財務諸表の正確性について



平成17年10月7日付金融庁監督局からの要請により、平成18年3月期以降の決算期に係るディスクロージャー誌から、当組合代表理事が「直近の事業年度における財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨」を記載することが求められております。よって、当組合代表理事が上記全てのプロセスを確認したため、下記に署名・押印をいたしております。

総代・総代会の状況

総代及び総代会関連事項の情報開示

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。しかし、当組合は、組合員が大変多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

定款（抜粋）

第4章 総会および総代会

第25条（総会の招集）

1. この組合の通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集する。
2. 臨時総会は、必要があるときは何時でも招集することができる。

第26条（総会招集の手続）

理事（法令の定めにより組合員が総会を招集する場合にあっては、当該組合員）が総会を招集しようとするときは、会日の10日前までに、各組合員に、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面を発送しなければならない。

第27条（総会の議事）

1. 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。この場合、第9条の規定により書面または代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
2. 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 議長は、総会において総会に出席した組合員の中から組合員が選任する。
4. 議長は、第2項の場合を除いて組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
5. 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、次条に規定する事項を除いて緊急の必要があると総会が議決した事項については、この限りでない。
6. 規約等の変更については、当該規約等の関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理の場合には、総会の決議を要しない。なお、本稿による規約等の変更を行った場合には、その旨をこの組合の事務所の店頭に掲示し、周知しなければならない。
7. 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。
8. 議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会及び閉会の日時並びに場所
 - (2) 組合員数及び出席者数（本人出席、代理人出席、書面出席別）
 - (3) 議事の経過の要領並びに結果

第28条（特別議決）

次の事項は、組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 組合の解散または合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡

第29条（総代会）

1. この組合に、総会に代わるべき総代会を設ける。
2. 総代会は、組合員のうちから選挙された総代でこれを組織する。
3. 総代会は総会に代わり、総会の事項を行う。ただし、総代の選挙をすることができない。
4. 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合、第9条第1項中「その組合員の親族もしくは使用人または他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第2項中「5人」とあるのは「2人」と読み替える。

第30条（総代）

1. 総代は、総代選挙規程の定めるところにより、組合員のうちから公平に選挙する。
2. 総代の定数は、100人以上110人以内とする。
3. 総代の任期は、3年とする。
4. 第24条第2項の規定は総代について準用する。

総代選挙規程（抜粋）

第1条（総代の定義）

この規程において総代とは、この規定に定める各地区に属する組合員のうち、その地区に属する組合員によって選出され、この組合の定款第29条による総代会を構成し、総会に代わり総会の事項（この組合の定款第29条第3項ただし書きの場合を除く。）を行うものとする。

第2条（総代の定数）

総代の定数は100人以上110人以内とし、各地区において選挙すべき総代の数は別表の定めによる。

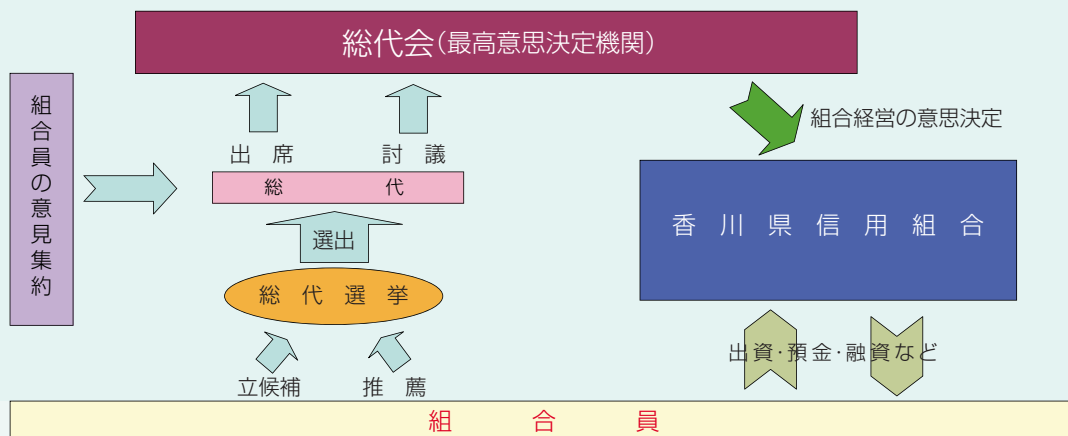
第9条（選挙の方法）

- ① 選挙は投票によって行なう。
- ② 投票は各地区につき、一人一票とし、地区定員の範囲内において連記制を取る。

《総代選挙規定 第2条 地区総代定数別表》

地区名	総代定数
高松地区	45以内
香南地区	15以内
東讃地区	15以内
西讃地区	25以内
小豆島地区	10以内
地区合計	110以内

総代・総代会の仕組み



第61回通常総代会

第61回通常総代会が、平成25年6月29日午前11時より、当組合本店で開催されました。当日は総代107名のうち、出席101名(うち、委任状による代理出席43名)のもと、全議案が可決・承認されました。



【議 事】

報告事項 第61期(平成24年4月1日～平成25年3月31日)貸借対照表および損益計算書並びに事業報告の件

議決事項

第1号議案 第61期 剰余金処分案承認の件

第2号議案 第62期(平成25年4月1日～平成26年3月31日)事業計画案および収支予算案承認の件

第3号議案 退任役員に対する慰労金贈呈の件

第4号議案 組合員法定脱退承認の件

総代・組合員との意見交換会等の開催

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の趣旨を踏まえ、組合員の皆さまの意見や要望等を経営改善や業務戦略につなげるため、平成24年11月10日に総代、組合員の皆さまを対象とした「創立60周年記念感謝の集い」を開催いたしました。当日は多くの総代、組合員の皆さまにご出席いただき、貴重なご意見をいただくことができました。今後の経営活動の参考とさせていただくとともに、引続き、総代・組合員の皆さまとの「意見交換会」等の開催を行っていく予定であります。

総代の選挙区・定数・総代数

(平成25年7月1日現在)

地 区	地区内の営業店	総代定数	総代数
高松地区	本店営業部、栗林支店、新橋支店、西通町支店、中央支店、屋島支店	45名以内	45名
香南地区	仏生山支店、円座支店、川東支店	15名以内	14名
東讃地区	長尾支店、三本松支店、志度支店	15名以内	15名
西讃地区	坂出支店、丸亀支店、琴平支店、観音寺支店、高瀬支店	25名以内	25名
小豆島地区	土庄支店	10名以内	8名

なお、総代氏名は、個人情報保護の観点から、掲載しておりません。

業務のご案内

主要な事業の内容

A 預金業務 (イ) 預金 当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金(スーパー定期・大口定期・期日指定定期)、定期積金、納税準備預金を取扱っております。 (ロ) 譲渡性預金 譲渡可能な定期預金を取扱っております。	E 国内為替業務 振込及び代金取立等を取扱っております。	J 付随業務 (イ) 債務の保証業務 (ロ) 個人向け国債の募集の取扱業務 (ハ) 代理業 全国信用協同組合連合会 (ニ) 代理業務 (a) ㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務 (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務 (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務 (ヘ) 株式払込金の受入代理業務 (ト) 長期火災保険の窓口販売業務 (チ) 401K(確定拠出年金)、自動車保険取扱業務
B 貸出業務 (イ) 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。 (ロ) 手形の割引 商業手形の割引を取扱っております。	F 外国為替業務 全国信用協同組合連合会の取扱業務として外国送金、その他外国為替に関する各種業務を取扱っております。	
C 商品有価証券売買業務 取扱っておりません。	G サービス業務 自動受取サービス(各種年金、配当金等) 支払サービス(公共料金、クレジット代金、保険料等) キャッシュカード、給与振込 宝くじの販売(三本松支店) でんさいネットサービス	
D 有価証券投資業務 現金の支払準備及び資金運用のための国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。	H 社債受託及び登録業務 取扱っておりません。	
	I 金融先物取引等の受託等業務 取扱っておりません。	

手数料一覧

(平成25年7月1日現在)

振込手数料			組合員	非組合員
窓	当組合本店宛	自店宛	金額3万円未満 105円	
		他店宛	金額3万円以上 105円	315円
	他行宛	電信扱	金額3万円未満 630円	840円
		文書扱	金額3万円未満 420円	630円
A	当組合カード使用	当組合本店宛	金額3万円未満 無料	
		他行宛	金額3万円未満 315円	420円
	T 現金扱	当組合本店宛	金額3万円未満 無料	
		他行宛	金額3万円未満 420円	630円
M 他行カード使用	当組合本店宛	金額3万円未満 105円	210円	
	他行宛	金額3万円未満 315円	420円	
インターネット・モバイルバンキング	当組合本店宛	金額3万円未満	無料	ご契約不可
		金額3万円以上	無料	
		他行宛	金額3万円未満 315円	

その他業務関係手数料		組合員	非組合員
各種証明書発行手数料	残高証明 1通	315円	
	融資証明書 1通	3,150円	
	利息支払証明書 1通	315円	
自己宛小切手発行手数料	1通	525円	
株式払込金保管手数料		3,150円	
国債口座管理手数料	1口座年間	無料	1,260円
出資証券再発行手数料	証券1枚	1,050円	
	1枚 ~ 100枚	無料	
	101枚 ~ 300枚	105円	
	301枚 ~ 500枚	210円	
	501枚 ~ 1,000枚	315円	
1,001枚 ~ 2,000枚	630円		
以降1,000枚毎に	315円を加算		

為替関係手数料			組合員	非組合員
代金取立	高松手形交換所内	割引手形・担保商業手形	210円	
		上記以外の手形小切手等	至急扱 315円	普通扱 525円
	上記以外の交換所間	他行宛	至急扱 840円	普通扱 630円
		本支店間	手形小切手等(割引手形除く)	無料
その他	不渡り手形返却料	1件につき	630円	
	取立手形組戻料	1件につき		
	取立手形店頭呈示料	1件につき		
	送金・振込組戻料	1件につき		

融資関係手数料		組合員	非組合員
住宅ローン新規実行	担保評価内実行	52,500円	
	担保評価超実行	105,000円	
住宅ローン担保調査	担保調査手数料	52,500円	
	金利選択型住宅ローン再固定金利選択手数料	10,500円	
不動産担保調査手数料	新規設定	設定額1千万円未満 10,500円	設定額5千万円未満 31,500円
	極度増額	設定額5千万円以上 52,500円	
	追加・順位変更・債務者変更・担保譲渡・担保差替等 1登記	10,500円	
条件変更取扱手数料	根抵当権抹消(一部含む)	5,250円	
	証書貸付一部繰上返済	5,250円	
	証書貸付返済方法変更	5,250円	
	証書貸付全額繰上返済	5,250円	
	消費者ローン全額繰上返済	無料	

預金関係手数料		組合員	非組合員
発行手数料	当座小切手帳 1冊(50枚)	840円	
	約束手形帳 1冊(25枚)	525円	
	為替手形帳 1冊(25枚)	525円	
	ICキャッシュカード(新規発行時及び更新時)	無料	
再発行	ICローンカード(新規発行時及び更新時)	無料	
	各種預金通帳	1,050円	
	C D ・ ロ ー ン カ ー ド	1,050円	

付随業務手数料		組合員	非組合員
融資手数料	全国保証保証付住宅ローン	52,500円	
	住宅金融支援機構	償還方法等条件変更	5,250円
条件変更手数料	全信組連代理貸付	全部償還	融資後3年以内 3,150円
		7年以内	3年超5年以内 2,100円
		7年超	5年超7年以内 1,050円
		一部繰上償還	7年超 無料
		固定型から変動型へ移行	7年超 3,150円
その他の貸付条件の変更	3,150円		

ATM手数料		当組合カード	当組合以外
平日18時まで(土曜日14時まで)		無料	105円
平日18時以降(土曜日14時以降)		105円	210円
日曜日・祝日		105円	210円

(注) 貸越取引に係る取引金額が1万円以内の場合は105円を上限とし、1万円超の場合は210円を上限としますが、上限を超える取扱いは、カード発行金融機関にお確かめください。

でんさいネットサービス手数料			
発生記録	315円	口座間決済	無料
譲渡記録	315円	変更記録(書面請求)	2,100円
分割譲渡記録	315円	特例開示(書面請求)	3,150円
保証記録	315円	支払不能照会	105円
支払等記録	315円	口座間送金決済中止・組戻	315円
各記録承諾	無料	残高証明書発行手数料	4,200円
各記録取消	315円		

“けんしん”の内部管理態勢

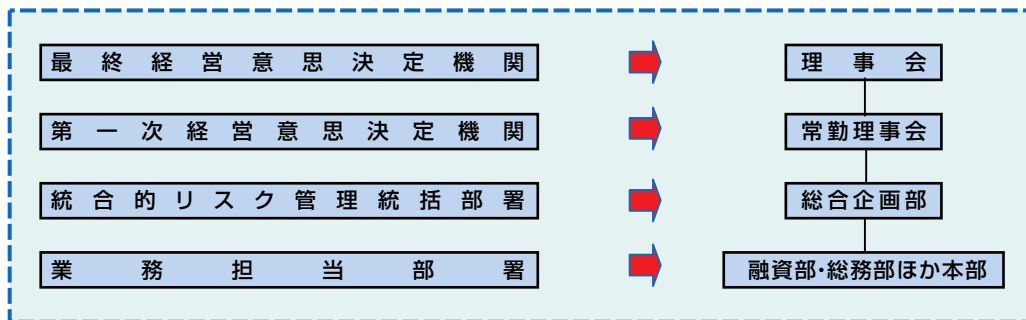
● 統合的リスク管理態勢（多様化・複雑化するリスクに備えて）

金融機関は、お客さまからお預りした資金を企業や個人の方に対して提供し、また流動性の確保のための有価証券投資を行う等により、資金を循環させるといった基本機能を果たしています。しかしながら、貸付や有価証券投資には、融資したお金が戻ってこないという信用リスクや、投資した有価証券の価格が下がってしまうといった市場リスク等の諸リスクが伴っており、こうしたリスクを経営体力の範囲内に収める管理態勢の構築が、経営の健全性に対するお客さまの信頼につながるものと考えています。

■ 統合的リスク管理の基本方針

自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリごと（信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照することにより適切なリスクコントロールを行ってまいります。

■ 統合的リスク管理の組織態勢



■ 管理対象のリスク

各種リスク管理の状況		
信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少あるいは消滅し、当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では個別・グループ別・大口与信先別・特定業種別等にそれぞれ与信限度額を設定のうえ、与信集中リスクの是正に努めるとともに、リスクの計量化により与信ポートフォリオから発生する予想損失額を定期的に把握することで、過大なリスクテイクを回避し、資産の健全性の維持に努めております。	
市場リスク	市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等のさまざまな市場のリスクファクターの変動により、組合が保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し損失を被るリスクであり、当組合では、平成20年度に経験した世界的な金融危機を踏まえ、自己資本の範囲内でリスクの上限額を設定し、資産・負債全体の市場リスク量が上限額を超過しないよう、厳正なモニタリングを実施するなどリスク量の適切なコントロールに努めております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）及び予期せぬ資金の流失等により必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつなくなる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことであり、当組合では、日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応できるよう、資金繰りに係るリスク管理指標とそのガイドラインを設定し、適正な流動性水準の維持・管理に努めております。	
オペレーショナルリスク	事務リスク	事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合では、正確かつ迅速な事務処理が信用の原点であるとの認識の下、コンプライアンスの徹底を図り、役職員の事務リスクに対する意識の高揚と事務の正確性の確保に努めるとともに、各業務担当部署が実施する臨店事務指導や事務ミス発生状況の実態把握を通じて、事務処理水準の向上や事務ミス防止の徹底に努めております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正利用等により当組合が損失を被るリスクのことであり、当組合は、信用組合共同センターに加盟していますが、コンピュータシステムの安全稼働を確保するため、セキュリティポリシーに基づいた各種対策を実施するとともに、障害が発生した場合の影響の極小化と早期復旧を図るため、情報資産に関する管理態勢の整備、セキュリティシステムの構築などその態勢整備に取り組んでおります。
	その他リスク	その他リスクとは、オペレーショナルリスクのうち事務リスク及びシステムリスクを除いたリスクのことで、法務リスク・風評リスク・人的リスクなどをいいます。当組合ではコンプライアンス態勢の維持・改善を図りながら、これらのリスクを適切に管理しております。

● 危機管理態勢

当組合は、社会的責任と公共的使命を担っている金融機関として、危機管理を経営の最重要課題と位置づけ、非常事態発生の場合には、第一にお客さまと職員の生命を守ることにし、次いで業務態勢を確保することにより広くお客さまの期待に応えることを基本方針に定め、当組合に想定されるリスクのうち、特に業務の継続に関して多大な影響があり、且つ緊急の対応を要する危機が発生した場合は、速やかに弾力的、有効適切な対応が図れるよう、その態勢整備に取り組んでおります。

法令等遵守（コンプライアンス）の態勢

基本方針

信用組合の社会的責任と公共的使命は、経営の自己責任原則に基づく健全経営に徹し、地域社会の中小企業や個人の皆さまに正確・迅速な質の高い金融サービスを提供し、地域社会の安定的な発展・繁栄に貢献することにあります。

“けんしん”では、その社会的責任と公共的使命を達成させるべく、役職員の指針として「基本方針」と「倫理規程」を制定しています。このコンプライアンス・マインドを醸成するため、コンプライアンス・プログラムに基づいて各種規程を作成し、研修・勉強会を開催してその浸透を図ることにより、社会規範に反することのないよう常に誠実かつ公正な業務運営を遂行しております。

次の表は信用組合の法令遵守項目の主要なものです。当組合は関係法令等を遵守した経営を行っております。

(平成25年3月31日現在)

項目	基準法令	基準	当組合の状況
自己資本比率	協金法	4%以上	7.92%
員外預金比率	中企法	20%以内	16.05%
員外貸出金比率	中企法	20%以内	11.97%
大口信用供与	協金法	単体＝単体自己資本額の25%	全て限度内
		合算＝単体自己資本額の40%	全て限度内

コンプライアンス態勢

当組合におけるコンプライアンスは、法務監査部が統括しており、コンプライアンスに係る事項の一元的な管理を行っております。また、各部店にはコンプライアンスを実践・浸透させるためにコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスチェックリストによるコンプライアンス状況のチェックやコンプライアンス研修を実施するなど、コンプライアンスの浸透に努めております。

内部通報制度について

当組合では、内部通報受付・相談窓口を設置しております。また、内部通報者を保護するために『内部通報者保護規程』を制定し、自浄作用（不正行為の早期発見と是正）によってコンプライアンス態勢を強化しております。

取引等の適切性確保への取組み(優越的地位の濫用防止)について

お客さまとの取引の信頼性を確保するために、独占禁止法上の不公正取引となる『優越的地位の濫用』と誤認されないよう、また、『適合性の原則』に沿った適切な金融取引、金融商品等の販売に努めております。当組合からお勧めした金融商品等のご契約が、今後のご融資等に影響しないことを前提に、お客さまの意思でご契約いただけるよう、コンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

顧客保護等管理態勢への取組みについて

当組合では、法務監査部が顧客保護等管理に関して統括しており、管理態勢の強化を図っております。さらに、苦情・相談窓口を法務監査部内に置き、お客さまからの苦情・相談の受付態勢を整備するとともに、事案の解決、苦情等の収集、内容の分析を通じて改善諸施策への反映などを実施できる態勢としております。

取引時確認に関するお願い

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、当組合では、お客さまから口座の開設等を依頼された場合、「犯罪収益移転防止法」に基づき、下記の要領により取引時確認を行っております。

■本人確認書類のご提示が必要な取引

◎は本人確認書類のご提示が必要な取引です。■の欄は平成19年1月から本人確認(現：取引時確認)が追加された取引であります。

取引内容		取引金額		
		10万円以下	10万円超 200万円以下	200万円超
口座開設、保護預かりなどの取引開始		◎	◎	◎
預金口座への現金入金		不 要	不 要	◎
預金口座からの現金払出				
窓 口 振 込	現 金	不 要	◎	◎
	A T M で の 振 込	現 金	不 要	取扱できません
	当組合カード	不 要	◎	取扱できません
各 種 料 金 の 支 払		現 金	不 要	◎
小 切 手 の 支 払		現 金	不 要	◎
配 当 金 の 支 払		現 金	不 要	◎
自 己 宛 小 切 手 の 振 出		現 金	不 要	◎

(注) ◎⇒カード口座の本人確認状況によってはお取扱できない場合がありますので、ご注意ください。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実を図るとともに適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

与信取引に関する説明態勢

お客さまとの親密な関係を長く維持することを目的とし、与信取引に関して法令に則り、お客さまの知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の説明態勢及び苦情相談処理機能についての規程を制定しております。また、重要な事項の説明態勢に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルに基づいて職場研修を実施し、全職員に対し説明責任の重要性と具体的な説明内容について徹底しております。

個人情報保護宣言

香川県信用組合は、個人情報保護の重要性を鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等を遵守してお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めております。

個人情報のお取扱いについて

香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、当組合お取引のお客さまが安心して当組合をご利用いただけますよう「個人情報保護方針」を役職員一同が遵守するとともに、お客さまの個人情報につきましては、適切な取扱いとその保護に万全を期しております。

個人データの安全管理措置に関する方針

香川県信用組合は、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理しております。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図れるよう必要かつ適切な監督に努めております。

利益相反管理方針

香川県信用組合は、お客さまの利益を保護することを目的に、「利益相反管理方針」を定め、お客さまの正当な利益の確保及びその利便性の向上に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力に対して下記の事項を遵守し、当組合に対する信頼を維持し業務の適切性及び健全性の確保に努めております。

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

出資に関する取扱説明態勢

中小企業等協同組合法及び当組約定款に基づいて、組合加入や出資金に関して適正な説明が行えるように、「組合加入・出資金説明資料」を策定し、全職員に明確かつ具体的説明を行うことを徹底しております。

組合員について

■ 加入資格

以下の(1)~(4)に該当する方は、当組合の組合員になることができます。

- (1)当組合の営業地区内（香川県）にお住まいの方
- (2)当組合の営業地区内（香川県）においてお勤めの方
- (3)当組合の営業地区内（香川県）において事業を営んでいる方
常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ資本金または出資の総額が3億円を超える事業者を除きます。なお、従業員数、資本金の額は業種によって異なります。
- (4)当組合の営業地区内において事業を行う事業所の役員の方

■ 加入手続

「出資金加入申込書」を当組合に提出してください。なお、組合員として加入承諾されるまで1週間ほどの期間を要することがあります。

①加入申込書の提出⇒②当組合の承諾⇒③出資金の払込み⇒④組合加入

※相続により組合員となる場合

組合員の方がなくなった場合、3ヵ月以内に加入資格をもつ相続人が組合加入の申出をしたときは、相続開始のときに組合員になったものとみなされます(相続人が複数あるときは、他の相続人の同意書が必要になります)。その相続人は、被相続人の出資持分について、当組合に対する義務・権利を承継します。なお、3ヵ月以内に上記の手続が行われなかった場合には、法定脱退(後述)の扱いとなりますのでご注意ください。

■ 組合員の脱退

脱退には、以下の自由脱退と法定脱退の2種類があります。

- ① 自由脱退（組合員本人の都合で脱退する場合）
 - ・通常90日前までに脱退を予告（申請）すれば、事業年度末日において脱退することができます。
 - ・脱退予告後も、その事業年度末日になるまでは、組合員としての権利・義務を有します。
- ② 法定脱退（法定事由により、組合員本人の意思にかかわらず直ちに脱退となる場合）
 - ・組合員資格の喪失（地区外移転等）、死亡、破産（破産による解散を含む）などの法定事由が生じた場合は、直ちに法定脱退となり、その時点で組合員としての義務・権利（持分払戻請求権を除く）を喪失します。

●● 出資金について

■ 出資の払込

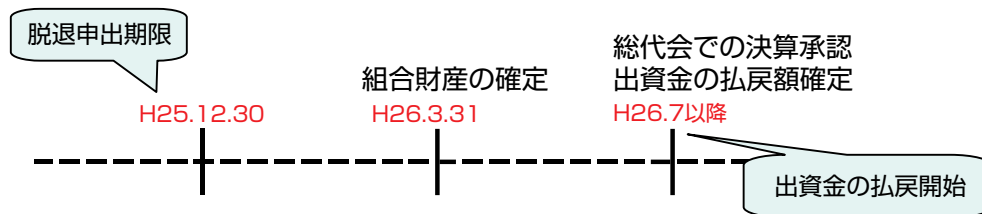
- ・ 組合員は1口以上の出資をしなければなりません。また、一組合員の出資口数は、当組合の出資総口数の10%までと制限されています。
- ・ 出資口数は、増やしたり減らしたりすることができます。ただし、出資口数を減らすことができるのは、事業を休止したり一部を廃止したとき、その他やむを得ない事由があると認められた場合に限りです。
- ・ 出資金を払い込むと、当組合の「出資証券」をお渡ししますので、大切に保管してください。万一紛失された場合などは、速やかに当組合にご連絡ください。
- ・ 「出資証券」は質入することはできません。
- ・ 出資金は、預金ではありません（預金保険の対象外）。

■ 出資金の譲渡

- ・ 出資金は当組合の承諾を得て、他の組合員または組合員資格をもつ方に譲渡することができます。

■ 出資金の払戻

- ・ 組合員は脱退または出資口数を減少させるにあたって、出資金の払戻請求をすることができます。
- ・ 払戻金の引渡は、申請の時期によっては、1年以上かかる場合があります。預金解約のような即時返金はできません。



- ※当組合に債務（借入金等）がある場合、その債務を完済するまでは、脱退した組合員に対し、出資金の払戻を停止することがあります。
- ※払戻金額は、当該事業年度末の当組合財産状況を基準として決定されることから、その財産状況によっては、出資した元本の払戻が受けられない可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、破綻時には、全く返金されない可能性があります。
- ※自由脱退・法定脱退による「出資口数の持分の払戻請求権」の時効は2年です。

■ 出資額に対する配当金

- ・ 当組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に、総代会の承認を得て、出資額に応じた額の配当金が支払われます。
 - ・ 配当金が支払われるのは、その事業年度末現在での組合員に限られます。
 - ・ 配当金には、所得税法の定める所得税がかかります。
 - ・ その事業年度の途中で加入した組合員には、以降の加入期間に応じた割合の配当金が支払われます。
 - ・ その事業年度の途中で譲渡または法定脱退した組合員の出資については、配当金は支払われません。
- ※配当金の「支払請求権」の時効は10年です。

振り込め詐欺（恐喝）対策は万全ですか？

振り込め詐欺の類型

①オレオレ詐欺（恐喝）

犯人は様々な名目で振込みを要求してきます。また、不審に思われないようにするため、「風邪で声が出ない。」「携帯電話の番号が変わった。」などといった電話をあらかじめかけてくる場合もあります。

②架空請求詐欺（恐喝）

「自宅や勤務先に取り立てに行く。」「裁判になる。」「ブラックリストに載る。」などと言って振込みを要求してきます。振込みのほかに「電信為替」、「現金書留」での送金を要求する手口も見られます。

③融資保証金詐欺

正規の貸金業者の名前を騙ったダイレクトメール等で勧誘し、保証金等の振込みを要求してきます。

④還付金等詐欺

税務署や社会保険事務所等を騙り、税金の還付金等に必要な手続を装ってATMを操作させて口座間送金により現金を騙し取る手口です。

振り込め詐欺対策のポイント

オレオレ詐欺（恐喝）対策

- すぐに振り込まない。一人で振り込まない。
- 相手より先に自分や家族の名前を言わない。
- 相手に名乗らせて、本人かどうかを確認する。
- 本人や家族に事実を確認する。
- 身近な人、最寄の交番・警察署、金融機関等に相談する。

架空請求詐欺（恐喝）対策

- 利用した覚えがなければ絶対に振り込まない。
- 自分から相手に連絡しない。
- 相手に自分の氏名、住所、電話番号を教えない。
- 見覚えのない送信元からのメールに表示されているアドレスにはアクセスしない。

融資保証金詐欺対策

- 融資を勧める電話やハガキに注意して、安易に応じない。
- ヤミ金業者等のうまい話に簡単に乗らない。
- 絶対に現金の振込はせず、相手に自ら電話をしない。

還付金等詐欺対策

- あらかじめATMによる1日あたりの利用限度額を引き下げておく。
- 税務署等が還付金の受取のためにATMの操作を求めることはないので、税務署等関係者に確認する。

キャッシュカード等に関連する犯罪対策



ご存知ですか？

“けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード等対策」

お客さま自身のキャッシュカード・通帳の厳重な管理も、偽造・盗難キャッシュカード・盗難通帳による被害対策として重要なポイントとなりますので、以下の点に十分ご注意ください。

- ① 暗証番号は、他人から推測されにくい番号をご使用ください。
特に生年月日、電話番号、車のナンバー、自宅の番地等を使った暗証番号は、たとえ組み替えたとしても簡単に第三者に推測されてしまいます。キャッシュカードの不正利用における被害において最も多いケースです。
- ② 偽造・盗難被害防止のために、通帳・キャッシュカードの管理には十分ご注意ください。
- ③ 絶対に車の中には放置せず、常に携帯してください。
- ④ 飲食店などで壁や椅子に掛けた上着やカバンから通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑤ 電車の中や駅のホーム、街中で、スリに通帳やキャッシュカードを抜き取られないよう、ご注意ください。
- ⑥ お通帳やご利用の明細書は頻繁にチェックし、内容をご確認ください。



万一、通帳・キャッシュカードの偽造・盗難・悪用に気付いた場合には、最寄の当組合本支店までご連絡ください。
⇒ 本支店の連絡先は36ページをご覧ください。

★当組合休業日・営業時間外のご連絡先

047-498-0151

《信組情報サービス(株) 自動機集中監視センター》

は十分ですか？

当組合におけるセキュリティ対策

① 暗証番号の変更は、当組合のATMで簡単にお手続きできます。

キャッシュカードの暗証番号は、定期的に変更することをお勧めします。

こんな暗証番号が危ない!!

『生年月日』『電話番号』『車のナンバー』『自宅の番地』等
最近多発しているキャッシュカードの偽造・盗難などによる不正使用被害で、
最も多いのがこのケースです。

現在、「類推されやすい暗証番号」をお使いの場合には、
速やかに変更されるようお勧めします。

② 当組合のATMには「覗き見防止フィルター」を採用しています。

ATMの操作画面に「覗き見防止フィルター」を貼付し、操作内容が覗き見されないよう、ガードしています。

③ お客さまごとに1日の取引限度額の設定が行なえます。

お客さまの口座ごとに「1日支払限度額」「1日振込限度額」を各々設定することができます。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄の当組合本支店へお問い合わせください。

④ ICキャッシュカードの導入

磁気ストライプカードに比べて偽造が困難なICカードを発行しております。ICキャッシュカードへの変更は当組合本支店で承っておりますので、お問い合わせください。

⑤ 盗難・偽造キャッシュカード、盗難通帳等被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行なう制度を導入しております。もし被害に遭われたら、当組合本支店へお問い合わせください。



地域社会
貢献

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督を推進し、地域社会への貢献に取り組ん

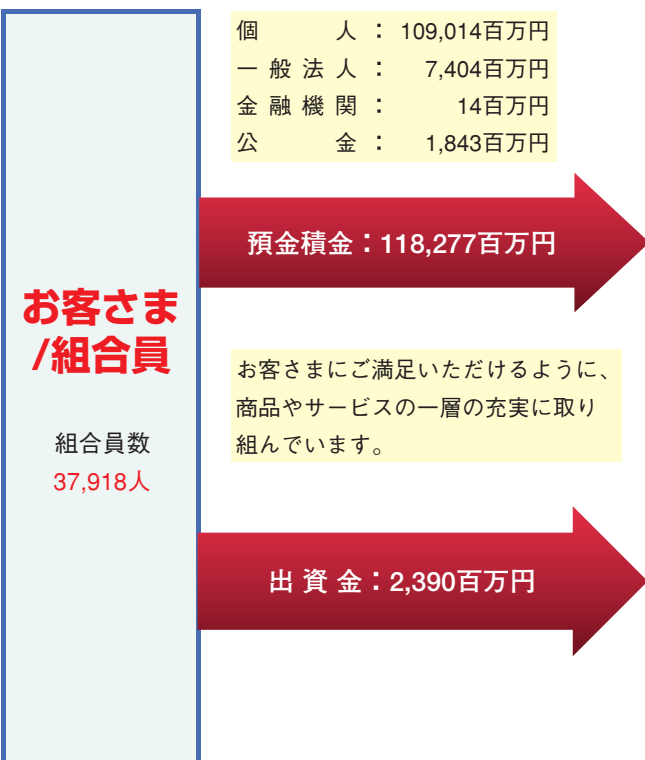
Relationship

当組合の地域経済活性化への取り組みについて

当組合は、香川県一円を営業地区として、地元の中小企業者や勤労者の皆さまが組合員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元の皆さまからお預りした大切な資金（預金積金）は、厳正かつ公正な審査に基づき、中小企業者や個人の皆さまへ積極的にご融資し、

お取引先及び地域社会の健全な発展をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供に止まらず、地域文化発展といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。



個人：109,014百万円
 一般法人：7,404百万円
 金融機関：14百万円
 公金：1,843百万円

預金積金：118,277百万円

お客さまにご満足いただけるように、商品やサービスの一層の充実に取り組んでいます。

出資金：2,390百万円

お客さま
/組合員

組合員数
37,918人

役職員数：191人
店舗数：18店舗

《平成24年度の決算状況》
 業務純益：847百万円
 当期純利益：127百万円
 自己資本比率：7.92%

地域社会への貢献

信用組合は、全国規模で営業を展開する都市銀行等と違い、営業活動地域を限定されています。したがって、地域の発展なくしては信用組合の発展は望めず、当組合では金融機関業務を通じて微力ではありますが地域の繁栄に奉仕することはもちろんのこと、地域への感謝を込めて多様な社会貢献活動にも配慮してまいります。

取引先への支援状況等

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援

事業再生	当組合の事業再生委員会の機能強化、関係機関との連携強化により、企業価値が保たれているうちの早期再生と持続可能性ある事業再構築に取組みます。	24年度は7先に対し経営改善策を提案しました。
創業・新事業支援	関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業の育成並びに中小企業の技術及び新事業の展開を支援します。	24年度は3先に支援融資しました。
経営改善支援	コンサルティング機能、情報提供機能並びに相談機能強化を継続し、経営改善支援に積極的に関与します。	24年度は116先の支援に取組みました。
事業承継	情報ネットワークの活用及び法務・財務・税務等の外部専門家との連携を強化し、積極的に事業承継を支援します。	

指針」に基づく地域密着型金融 でいます。

貸出金以外の運用：54,327百万円

預け金や有価証券等で運用しています。預け金は主に全国信用協同組合連合会への定期性預け金としており、有価証券は安全性を第一として債券を中心に運用しています。

預金積金に占める預け金等の割合：45.93%

貸出金：68,278百万円

すべての融資が円滑、厳正かつ公正に行われ、お客さま及び地域社会の健全な発展に資するよう心がけています。

預金積金に占める割合：57.72%

支援・サービス

お客さま /組合員

うち組合員
60,102百万円
—
うち組合員外
8,176百万円

法人等
31,278百万円

個人
30,647百万円

地方公共団体
6,352百万円

地域密着型金融への今後の取組

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプランの趣旨を踏まえて、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組を組織全体として継続的に推進し、中小・零細企業、新興企業等それぞれのニーズに応じた、多様で円滑な資金供給の実現を促進してまいります。

地域密着型金融の具体的内容

「地域密着型金融の取組についての評価と今後の対応について」を受けて、改訂された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、『リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム』および『地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム』の成果等を踏まえ、今後、恒久的な枠組みの中で推進すべき地域密着型金融の具体的内容が以下のとおり明確に示されています。

- (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(2) 中小企業に適した資金供給手法の徹底

担保・保証に過度に依存しない融資の徹底	定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先企業の事業価値を見極めて融資を行う態勢を強化します。	
中小企業に適した資金供給手法の徹底	財務諸表の精度が高い中小企業に対する融資の推進、けんしんビジネスローン及びビジネスサポートローンの推進を継続します。	24年度はビジネスローン等に4件取組みました。

(3) 地域の情報収集を活用した持続可能な地域経済への貢献

地域の面的再生	産学官とビジョンを共有し、公民連携へ積極的に参画します。	
地域活性化に繋がる多様なサービスの提供	高齢者保有資産の有効活用、若い世代や高齢者への金融知識の普及、多重債務者問題解決の提案など金融サービスを提供します。	
地域への適正なコミットメント、公共部門の規律付け	地方公共団体等との取引に係るコストやリスクを適切に把握し、計画的な融資推進態勢を構築します。	

融資を通じた地域貢献

貸出先数・金額

(平成25年3月31日現在)

(単位：先、千円、%)

業種	先数	金額			構成比
		設備資金	運転資金	金額合計	
製造業	112	919,712	980,604	1,900,316	2.78
農業、林業	43	627,348	36,145	663,493	0.97
漁業	15	3,258	24,955	28,214	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	1	4,524	—	4,524	0.01
建設業	203	512,952	1,183,726	1,696,679	2.48
電気、ガス、熱供給、水道業	13	8,781	13,220	22,001	0.03
情報通信業	2	—	2,888	2,888	0.00
運輸業、郵便業	39	102,771	1,562,446	1,665,218	2.44
卸売業、小売業	264	1,838,272	1,510,746	3,349,019	4.90
金融業、保険業	19	4,790	4,118,361	4,123,151	6.04
不動産業	99	5,849,153	1,155,449	7,004,602	10.26
物品賃貸業	5	85,137	17,714	102,851	0.15
学術研究、専門・技術サービス業	62	396,700	263,852	660,553	0.97
宿泊業	8	622,639	39,734	662,373	0.97
飲食業	209	528,080	426,442	954,523	1.40
生活関連サービス業、娯楽業	131	3,624,817	939,705	4,564,523	6.69
教育、学習支援業	4	362,657	49,730	412,387	0.60
医療、福祉	5	180,588	99,583	280,171	0.41
その他のサービス	137	1,455,251	1,290,019	2,745,271	4.02
その他の産業	8	124,887	310,523	435,410	0.64
小計	1,379	17,252,324	14,025,849	31,278,174	45.81
地方公共団体	10	2,259,824	4,092,807	6,352,632	9.30
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,077	23,881,761	6,765,684	30,647,446	44.89
合計	9,466	43,393,910	24,884,342	68,278,252	100.00

(注) 個人向け住宅ローン及び消費者ローンの金額については、54ページに記載しております。

地方自治体の制度融資の取扱状況

(平成25年3月31日現在)

当組合は、香川県や高松市の中小企業向け制度融資の取扱窓口に指定されており、平成24年度は、**70件、345百万円**の取り組みを行いました。
 なお、制度融資の名称、概要、融資条件等は以下のとおりです。

制度の名称	制度の概要	融資条件等
新規創業融資制度	県内で新たに事業を始めるための設備・運転資金	県内で新たに事業を開始しようとする者(開始して1年未満のものを含む)
経営活性化支援融資	経営の効率化、安定化のために必要な設備資金	県内で6ヵ月以上引続いて同一事業を営む中小企業者または組合
経営安定融資保証制度	経営の合理化と安定のための設備・運転資金	県内で6ヵ月以上引続いて同一事業を営む中小企業者または組合
経済変動対策融資	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金	県内で1年以上引続いて同一事業を営む中小企業者または組合で、売上が一定割合以上減少しており、経営の安定に支援が生じているもの
市町小口融資保証制度	設備資金または運転資金	県内で6ヵ月以上引続いて同一事業を営む小規模企業者であって、市町の定めるもの

当組合では、中小零細事業者や住民の皆さまの資金ニーズにお応えするため、次のようなローンの取扱いをしております。平成24年度は、**2,847件、11,796百万円**の取組みを行いました。

事業者向けローン	内 容	融資条件等
一般のご融資	事業に必要な設備・運転資金等	必要に応じて融資条件等を付させていただきます。
けんしん ビジネスローン	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利型、証書貸付返済方式 原則として担保を要しない事業性資金 (代表者1名の連帯保証のみ必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ご融資限度額5,000万円まで (詳しくは窓口へお問い合わせください。) ご融資期間最長5年以内 お客様の財務内容によって、貸出金利を優遇させていただきます。(最低1.80%)
けんしん ビジネスサポート	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利型、手形貸付及び証書貸付 原則として担保を要しない運転資金 連帯保証人 原則1名 	<ul style="list-style-type: none"> ご融資限度額500万円まで (詳しくは窓口へお問い合わせください。) ご融資期間 手形貸付：最長2年以内 証書貸付：最長7年以内
商工会アシスト保証制度	事業資金、開業資金	<ul style="list-style-type: none"> 保証会社と業務提携契約を締結した商工会 (商工会議所)のあっせんが受けられる方 ご融資限度額500万円まで ご融資期間最長10年以内
個人向けローン	内 容	融資条件等
住宅ローン	ご自宅の購入、新築、増改築、修繕等に 必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高6,000万円まで ご融資期間最長35年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳未満
リフォームローン	ご自宅(店舗を除く)の改築・改装に 必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高500万円まで ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
マイカーローン (ニューマイカーローン)	自家用車購入、修理等(事業性資金は除 く)に必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高500万円まで ご融資期間最長8年以内 借入申込時の年齢が満18歳以上65歳以下
マイカーローン (オートライフローン)	自家用車購入、修理等(事業性資金は除 く)に必要な資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高500万円まで ご融資期間最長7年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
教育ローン (ニュースタディーローン)	入学金・授業料等、在学中に係る費用を ご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高500万円まで ご融資期間最長10年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
教育ローン (極度型奨学ローンチャンス)	入学金・授業料等、在学中に係る費用を ご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資極度額最高500万円まで ご融資期間最長8年4ヵ月以内 借入申込時の年齢が満20歳以上で完済時年齢 70歳以下
フリーローン (チョイス)	資金用途に関係なく(事業性資金・旧債 返済金は除く)必要な資金をご融資する ローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高300万円まで ご融資期間最長7年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下
フリーローン (べんりくん)	資金用途に関係なく(事業性資金・旧債 返済金は除く)必要な資金をご融資する ローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高300万円まで ご融資期間最長7年以内 借入申込時の年齢が満20歳以上75歳以下
目的ローン (シルバーライフローン)	健康で文化的な生活を営むために必要な 資金をご融資するローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高100万円まで ご融資期間最長5年以内 借入申込時の年齢が満60歳以上70歳未満
カードローン	極度額を設定し、その範囲内で資金用途 に関係なく当座貸越の方法で繰り返し利 用できるローン	<ul style="list-style-type: none"> ご融資金額最高300万円まで 借入申込時の年齢が満20歳以上65歳以下

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、地域の中小企業（個人事業主含む。以下、同じ。）の経営相談・経営指導及び経営改善に関するキメ細やかな支援に取組むことが、地域経済の発展に寄与するものと考えており、協同組織金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の中小企業の皆さまの経営の安定化等に資するため、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまでと同様の支援を行うなど、中小企業の経営支援に全力で取組んでまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

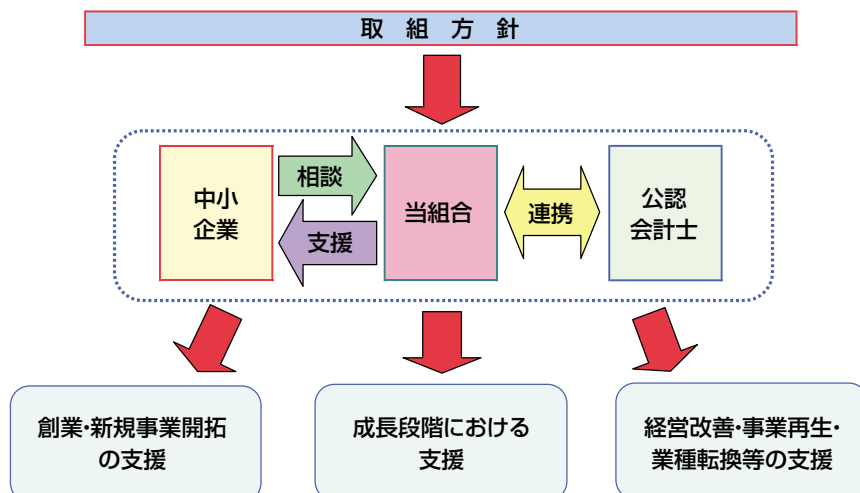
当組合は、本部内に「企業支援室」を設置し、地域の中小企業の皆さまの経営相談や経営指導等の支援を、営業店と一体となり取組むとともに、円滑な資金供給のための活動を推進しております。また、25年7月より、経営支援の実効性を高めるため、外部専門家との連携強化の一環として、公認会計士との顧問契約を予定しており、高度かつ専門的な経営課題等に対しても対応できる態勢の構築を目指してまいります。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

項目	取組状況	24年度取組事例
創業・新規事業開拓の支援	地域における創業・新規事業開拓(以下「創業等」という。)の重要性を認識し、創業等に取組むお客さまに対する相談業務を強化するとともに、お客さまの知識や経験或いは設立の経緯等の定性情報をより重視した対応に努めております。	コンビニエンスストア、飲食業及び新聞販売所等の開業に係る資金需要に協力しました。
成長段階における支援	当組合では、医療・介護事業或いは環境ビジネス分野を成長分野として捉え、日常継続的な訪問活動を通じて資金ニーズの把握に努めております。	事業拡大のための不動産購入資金や増加運転資金のほか、太陽光発電装置の設置資金に協力しました。
経営改善・事業再生・業種転換等の支援	地域の中小企業の皆さまを支援していくうえで、職員の目利能力の向上は必要不可欠であり、各種研修会や通信教育受講等により、人材の育成に積極的に取組んでいるほか、本部・営業店が一体となり、経営改善計画書の策定支援に努めております。	土木工事業者が、恵まれた自然環境を活かし、水産加工事業への業種転換を図り、その事業立ち上げに係る設備・運転資金に協力しました。

■ 地域の活性化に関する取組状況

地域の活性化は、地域金融機関として最も重要な社会的使命であると考えており、具体的取組事例として、24年度においては、商店街の活性化を目的に町バス運行委託費等の融資協力を行ったほか、生活基盤の整備・拡充を目的に離島航路運営に係る運転資金の融資協力を行いました。



地域サービスの充実

店舗・ATM等の設置状況

(平成25年3月31日現在)

店名	郵便番号	住所	電話番号	ATM設置数	休日稼動
本部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3312	—	—
本店営業部	760-0050	高松市亀井町9-10	087-833-3314	2台	⊕ ⊙ 祝
栗林支店	761-8061	高松市室町1907-6	087-866-6611	1台	—
新橋支店	760-0067	高松市松福町1丁目3-1	087-851-3866	1台	—
西通町支店	760-0020	高松市錦町2丁目6-10	087-851-9662	1台	—
屋島支店	761-0113	高松市屋島西町1968-13	087-841-4471	2台	⊕ ⊙ 祝
仏生山支店	761-8078	高松市仏生山町甲42-6	087-889-0315	1台	—
円座支店	761-8044	高松市円座町1057-3	087-885-2131	1台	—
川東支店	761-1706	高松市香川町川東上1732	087-879-3201	1台	—
長尾支店	769-2301	さぬき市長尾東868-6	0879-52-2122	1台	—
中央支店	760-0079	高松市松縄町36-1	087-866-3010	2台	⊕ ⊙ 祝
三本松支店	769-2601	東かがわ市三本松1713-3	0879-25-2367	1台	—
坂出支店	762-0045	坂出市元町4丁目5-20	0877-46-0101	1台	—
丸亀支店	763-0024	丸亀市塩飽町7-2	0877-22-3391	1台	—
琴平支店	766-0003	仲多度郡琴平町五条726-3	0877-73-4411	1台	—
観音寺支店	768-0072	観音寺市栄町1丁目4-13	0875-25-1717	1台	—
高瀬支店	767-0011	三豊市高瀬町下勝間2357-4	0875-72-5539	1台	—
土庄支店	761-4121	小豆郡土庄町測崎甲1447-10	0879-62-1353	2台	⊕ ⊙ 祝
志度支店	769-2101	さぬき市志度739-10	087-894-2605	1台	—

店舗設置のATM稼動時間帯は、平日8:45~18:00、土曜・日曜・祝日は9:00~17:00です。
(土曜・日曜・祝日に稼動しているATMは、本店営業部、屋島支店、中央支店、土庄支店及び内海出張所です。)

店舗外ATMの設置状況

(平成25年3月31日現在)

設置場所	平日稼動時間帯	土曜稼動時間帯	日曜・祝日稼動時間帯	設置台数	休日稼動
内海出張所	9:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	1台	⊕ ⊙ 祝

店舗外共同ATMの設置状況

(平成25年3月31日現在)

設置場所	平日稼動時間帯	土曜稼動時間帯	日曜・祝日稼動時間帯	設置台数	休日稼動
香川県庁共同出張所	9:00~17:00	—	—	1台	—
高松天満屋共同出張所	10:00~19:30	10:00~17:00	10:00~17:00	1台	⊕ ⊙ 祝
さぬき市長尾支所共同出張所	9:00~17:00	—	—	1台	—

組合員へのATM利用手数料払戻しサービス

(平成25年3月31日現在)

組合員の皆さまが他金融機関のATM機で、当組合のキャッシュカードにより預金の払出しをされた場合の利用手数料については、一旦口座から引き落としをさせていただきますが、「月5回」までの手数料が翌月に口座へ返戻されるサービスを行っております。

顧客の組織化とその活動状況

当組合の『けんしん年金友の会』は、当組合で年金を受給している方の親睦を図るため平成11年に設立され、会員数は現在5,796名となっております。会員の方にお誕生日のプレゼント、温泉のご優待割引共通券の配布等を行っています。

《お誕生日のプレゼント》

会員の方のお誕生日にプレゼントを持参してお祝いさせていただいております。プレゼントの品は毎年10月1日から変更してお配りしております。

《温泉の優待割引共通券の配布》

県内温泉施設利用の際の共通割引券(平成24年度は県内25箇所)を配布しております。

苦情相談窓口の設置

当組合では、お客さまからのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に『コンプライアンス担当者』を配置するとともに、本店に苦情等相談窓口を設けております。

また、信用組合業界におきましても、『しんくみ相談所』を設置し、信用組合業務に関してお困りのことや当組合へのご意見、ご要望に対応しておりますので、ご遠慮なくお申しつけください。

当 組 合		信 用 組 合 業 界	
☆ 名 称	苦情相談窓口(本店：法務監査部) (各営業店は店舗案内参照)	☆ 名 称	(社) 全国信用組合中央協会 “しんくみ相談所”
☆ 電 話 番 号	087-833-3322	☆ 電 話 番 号	03-3567-2456
☆ E-mail	kenshin3@ninus.ocn.ne.jp	☆ 受 付 時 間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び協会の休業日を除く)
☆ 受 付 時 間	午前9時～午後5時 (土・日・祝日及び当組合の休業日を除く)		

苦情相談処理状況(平成24年度)

当組合では、苦情相談処理状況をディスクロージャー誌で公表するとともに、組合内で全役職員が苦情相談発生状況を分析し、情報を共有して再発防止に努めております。

	事務ミス	説明不足	対応の不手際	その他	合 計
預 金 関 係	1	0	4	3	8
融 資 関 係	1	4	5	0	10
そ の 他	0	0	1	2	3
合 計	2	4	10	5	21

★お客さまからのお申し出内容によって分類しております。

紛争解決窓口の設置

苦情等のお申出は当組合のほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、『当組合苦情相談窓口』または『しんくみ相談所』へお申出ください。なお、お客さまが、直接、仲裁センター等へお申出することも可能です。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を勧める方法もあります。

- ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

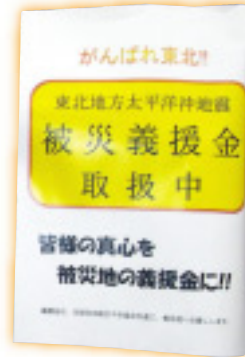
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3		
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金(除:祝日、年末年始)		
	9:30～12:00 13:00～15:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

文化的・社会的貢献に関する活動

東日本大震災被災地に対する義援金活動

当組合は、東日本大震災により被害に遭われた皆さま方の復興を支援するため、平成23年3月14日から振込手数料を無料とし、義援金振込の受付を行っております。

また、平成23年3月22日から全店に義援金箱を設置し、組合員の皆さま方に協力を呼びかけるとともに、職員にも義援金を呼びかけております。



クリーンロード運動

けんしん創立40周年を機に、毎月第3火曜日をクリーンロードの日として、全役職員が各店舗の周辺を中心に、街の清掃奉仕運動を行っております。



献 血 活 動

当組合は、創立30周年となる昭和57年から現在に至るまで、献血活動に取り組んでおります。この活動が評価され、平成14年7月31日高松市の社会福祉総合センターで開催された「香川県献血運動推進大会」において銀色有功賞を受賞、平成17年2月15日には「香川県血液対策推進協議会」から、献血優良団体として表彰されました。



財務諸表

●貸借対照表

(単位：千円)

資 産		平成22年度 (第59期)	平成23年度 (第60期)	平成24年度 (第61期)
現 金		849,204	878,701	810,005
預 け 金		28,721,352	27,948,856	30,190,199
有 価 証 券		21,688,773	23,358,998	24,242,714
国 債		4,132,753	3,344,655	5,045,100
地 方 債		891,850	1,308,630	1,539,675
社 債		7,242,299	7,799,346	8,598,153
株 式		98,744	98,559	98,064
その他の有価証券		4,793,626	6,141,616	4,148,473
外 国 証 券		4,529,500	4,666,190	4,813,248
貸 出 金		65,252,109	65,395,791	68,278,252
割 引 手 形		89,538	120,845	100,421
手 形 貸 付		3,603,837	3,591,872	2,801,049
証 書 貸 付		59,860,219	59,368,184	62,503,673
当 座 貸 越		1,698,513	2,314,889	2,873,108
そ の 他 資 産		1,007,915	916,101	886,554
未 決 済 為 替 貸		2,401	2,629	3,496
全 信 組 連 出 資 金		454,700	454,700	454,700
前 払 費 用		743	427	2,506
未 収 収 益		339,716	297,274	287,091
そ の 他 の 資 産		210,354	161,070	138,761
有 形 固 定 資 産		3,153,368	3,136,585	2,875,343
建 物		460,472	459,363	435,472
土 地		2,593,561	2,593,561	2,355,723
その他の有形固定資産		99,334	83,661	84,146
無 形 固 定 資 産		6,719	6,126	5,985
ソ フ ト ウ ェ ア		481	66	—
その他の無形固定資産		6,237	6,059	5,985
繰 延 税 金 資 産		—	59,032	—
債 務 保 証 見 返		137,195	186,825	166,242
貸 倒 引 当 金		△ 1,209,707	△ 1,666,186	△ 1,878,108
(うち個別貸倒引当金)		(△ 763,152)	(△ 1,108,733)	(△ 1,309,904)
資 産 の 部 合 計		119,606,931	120,220,831	125,577,189

預け金
他の金融機関に預けている預金です。

貸出金
組合員の方々にお使いいただいている資金です。

未決済為替貸
振込などの内国為替取引において、
為替通知を受信してから銀行間の資金
決済が行われるまでの間に時間差があり、
その間その資金を一時的に立替え
を行う勘定です。

繰延税金資産
税効果会計の適用により、将来回収
が見込まれる税金の金額です。

債務保証見返
お客さまのご融資等を保証した場合、
そのお客さまに対する求償権の金額
です。

貸倒引当金
将来発生が予想される貸倒損失をあらかじめ
積立てた金額です。つまり、
貸出金が戻ってこない場合の備えとなる
ものです。

(単位：千円)

負債及び純資産	平成22年度 (第59期)	平成23年度 (第60期)	平成24年度 (第61期)
預 金 積 金	113,482,958	114,636,380	118,277,297
当 座 預 金	316,988	320,923	327,851
普 通 預 金	17,207,271	17,422,245	18,962,989
貯 蓄 預 金	71,597	62,700	66,841
通 知 預 金	177,762	170,729	189,367
別 段 預 金	576,872	612,470	551,093
納 税 準 備 預 金	10,948	10,465	12,243
定 期 預 金	87,646,142	89,196,326	91,526,946
定 期 積 金	7,475,376	6,840,518	6,639,964
借 用 金	—	—	—
そ の 他 負 債	707,508	584,032	539,316
未 決 済 為 替 借	11,375	15,776	18,357
未 払 費 用	522,588	294,733	146,730
給 付 補 填 備 金	16,637	15,577	12,205
未 払 法 人 税 等	6,166	98,970	192,783
前 受 収 益	35,884	30,228	27,806
払 戻 未 済 金	44,735	42,301	51,382
職 員 預 り 金	43,079	44,697	52,366
そ の 他 の 負 債	27,041	41,746	37,685
賞 与 引 当 金	74,716	73,076	51,294
役 員 賞 与 引 当 金	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	324,780	328,273	329,440
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	144,799	150,969	133,283
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	11,103	11,680	13,666
繰 延 税 金 負 債	64	—	167,935
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	428,960	381,313	328,029
債 務 保 証	137,195	186,825	166,242
負 債 の 部 合 計	115,312,086	116,352,551	120,006,508
(純 資 産 の 部)			
出 資 金	2,001,942	2,084,382	2,390,323
普 通 出 資 金	2,001,942	2,084,382	2,390,323
利 益 剰 余 金	2,079,313	1,532,891	1,780,156
利 益 準 備 金	770,000	790,000	800,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	1,309,313	742,891	980,156
特 別 積 立 金	857,000	657,000	657,000
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	(350,000)	(150,000)	(150,000)
当 期 未 処 分 剰 余 金	452,313	85,891	323,156
(当 期 純 利 益)	(152,382)	(△ 505,756)	(127,515)
組 合 員 勘 定 計	4,081,255	3,617,273	4,170,479
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 624,486	△ 634,717	654,180
土 地 再 評 価 差 額 金	838,077	885,724	746,021
純 資 産 の 部 合 計	4,294,845	3,868,280	5,570,681
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	119,606,931	120,220,831	125,577,189

預金積金

お客さまからお預りしている預金です。

未決済為替借

振込などの内国為替取引において、為替通知を発信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間その資金を一時的に預かっておく勘定です。

給付補填備金

定期積金の各口座の払込状況に基づき、初回掛込みから期末までに発生した給付補填備金（利息相当分）の所要額を留保しているものです。

債務保証

お客さまに直接ご融資等を行う代わりに組合の保証により政府系金融機関等から融資を受けた場合、組合が債権者に対して負っている保証すべき金額です。

純資産の部

お客さまから出資いただいている出資金と、これまでに蓄えた利益との合計額です。一般の会社で言う資本に相当する部分です。

利益準備金

法律で積立が義務付けられている積立金のうち、利益剰余金から積み立てる積立金です。

当期末処分剰余金

総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」及び「繰越金」等を合算したものです。

その他有価証券評価差額金

所有する有価証券の簿価と時価との差額を表しています。

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
- | | |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年10月30日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 1,126百万円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 2,200百万円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第4号に基づいて、地価税の課税対象価格（財産評価基準書路線価）により算出しております。 |
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
1,581百万円
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 15年～39年 |
| その他 | 4年～10年 |
- （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）
当組合は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1百万円増加しております。
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額又は過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店（営業関連部署）の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,082百万円であります。
8. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成24年3月31日現在）
- | | |
|----------------|-------------|
| 年金資産の額 | 283,431百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 315,534百万円 |
| 差引額 | △ 32,103百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（平成23年4月分～平成24年3月分）
0.94%
- 補足説明
上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高32,103百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金64百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を一般貸倒引当金に計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じて会計処理によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 78百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,417百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は24百万円、延滞債権額は3,591百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は843百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,481百万円であります。
 なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、端末機等についてリース契約により使用しています。
22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は100百万円であります。
23. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	預け金	3,000百万円
担保資産に対する債務	借入金	－百万円

 上記のほか、為替取引の担保として預け金1,000百万円を差し入れております。
24. 出資1口当たりの純資産額は2,330円51銭です。
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他の目的で保有しております。なお、売買目的では保有しておりません。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの與信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、與信管理の状況については、法務監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従って行っております。このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、その他の目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は総務部を通じ、理事会に定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
 当組合では、保有する全ての有価証券の市場リスクをVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
 当組合のVaRは、証券会社提供のシステムを利用して分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、平成25年3月31日（当事業年度の決算日）現在における当組合の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で996百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、金融商品のうち、貸出金、預け金及び預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	30,190	30,444	254
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,999	2,771	△ 227
その他有価証券	21,149	21,149	—
(3) 貸出金	68,278		
貸倒引当金	△ 1,865		
	66,412	69,118	2,706
金 融 資 産 計	120,750	123,482	2,732
(1) 預金積金	118,277	118,354	76
金 融 負 債 計	118,277	118,354	76

なお、貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。また、貸倒引当金は、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27. から30. に記載しております。

③ 貸出金

貸出金は、以下の (i)、(ii) の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(i) 6ヵ月以上延滞債権及び当座貸越等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

(ii) (i) 以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

① 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金及び定期積金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP等）で割り引いた価額を時価としてみなしております。

(2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	94
合 計	94

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。当事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預け金	18,239	11,000	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	700	900	—	1,399
その他有価証券のうち満期があるもの	4,006	4,344	8,832	481
貸出金	34,089	15,202	5,731	8,804
合 計	57,034	31,446	14,563	10,684

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(4) 預金積金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
預金積金	78,751	36,882	—	—
合 計	78,751	36,882	—	—

預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「その他の証券」が含まれております。以下30. まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	1,350	1,360	10
そ の 他	99	160	61
小 計	1,449	1,521	72

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	250	249	△ 0
そ の 他	1,300	1,000	△ 299
小 計	1,550	1,250	△ 299
合 計	2,999	2,771	△ 227

なお、時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
 (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	1百万円	1百万円	0百万円
債 券	9,806	9,571	235
国 債	2,045	2,000	44
地 方 債	1,539	1,499	40
短期社債	—	—	—
社 債	6,221	6,071	150
そ の 他	5,906	5,029	876
小 計	15,714	14,602	1,112

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	2百万円	3百万円	△ 1百万円
債 券	3,776	3,792	△ 15
国 債	2,999	2,999	△ 0
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	776	792	△ 15
そ の 他	1,655	1,789	△ 133
小 計	5,434	5,585	△ 151
合 計	21,149	20,187	961

- (1) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 (2) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、108百万円（債券108百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価の50%以下の場合には減損処理を行い、期末の時価が簿価の50%超70%未満の場合は発行会社の財務内容などにより判断しております。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
11,734百万円	460百万円	134百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債券	4,706百万円	4,872百万円	8,536百万円	1,880百万円
国債	2,999	—	2,045	—
地方債	—	—	1,539	—
短期社債	—	—	—	—
社債	1,706	2,189	4,385	315
その他	—	2,682	565	1,564
その他	—	372	295	—
合計	4,706	5,244	8,832	1,880

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、22,211百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,211百万円あります。

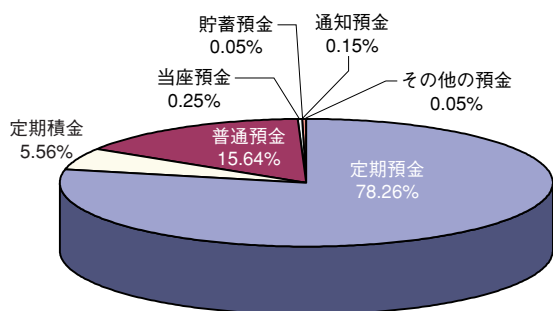
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

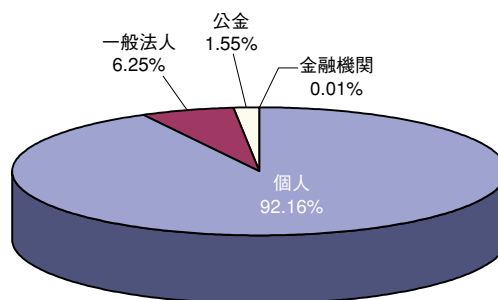
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	473百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	91
減価償却超過額	26
役員退職慰労引当金	36
賞与引当金	15
有価証券の減損	58
固定資産の減損	65
その他	28
繰延税金資産小計	795
評価性引当額	△ 656
繰延税金資産合計	139
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	307百万円
その他	—
繰延税金負債合計	307
繰延税金負債の純額	167

33. 前事業年度において、「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「金融商品等差入担保金」及び「その他負債」の「その他負債」に含めていた「金融商品等受入担保金」は、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第11号平成25年3月31日）により改正された「協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正」（平成5年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

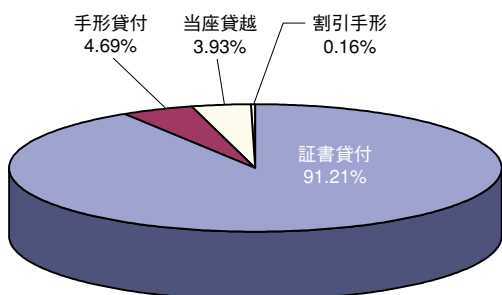
■預金科目別平均残高の構成（平成24年度）



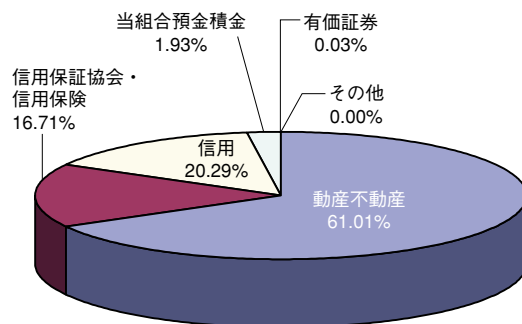
■預金者別預金残高の構成（平成24年度）



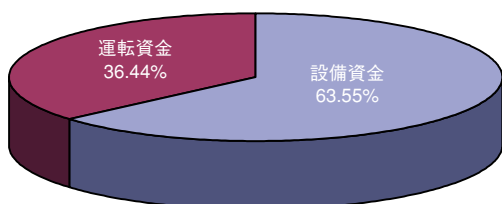
■貸出金科目別平均残高の構成（平成24年度）



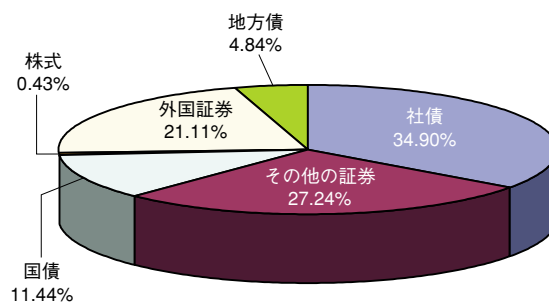
■担保別貸出金残高の構成（平成24年度）



■使途別貸出金残高の構成（平成24年度）



■有価証券種類別平均残高の構成（平成24年度）



● 損益計算書

（単位：千円）

資金運用収益
組合が、貸出金・有価証券・預け金等で運用して受け取った利息や配当金です。

役務取引等収益
為替手数料やその他の手数料です。

償却債権取立益
貸倒れとして既に償却した貸出金・仮払金等を回収したものです。

資金調達費用
事業活動に必要な資金を調達するために要した費用です。主にお客さまにお支払いした預金利息です。

給付補填備金繰入額
定期積金の給付補填備金（利息相当額）の所要不足額を期末に繰り入れたものです。

役務取引等費用
組合が支払った為替手数料やその他の手数料、消費者ローンの保証料、住宅ローンの団体信用生命保険料です。

その他業務費用
主に債券などの取引により発生した損失金額です。

その他経常費用
主に貸倒引当金に繰り入れた金額、株式等の取引により発生した損失金額です。

貸出金償却
貸出金およびこれに準ずる債権のうち、回収不能となったものを償却しています。損益計算書では個別貸倒引当金の目的取崩額を相殺して表示しております。

科 目	平成22年度 (第59期)	平成23年度 (第60期)	平成24年度 (第61期)
経 常 収 益	3,208,284	2,884,743	3,256,742
資金運用収益	2,692,422	2,590,856	2,691,175
貸出金利息	2,156,009	2,020,118	2,026,490
預け金利息	206,802	180,374	192,936
有価証券利息配当金	311,421	372,174	453,559
その他の受入利息	18,189	18,189	18,189
役務取引等収益	68,603	67,817	63,089
受入為替手数料	25,721	24,377	23,651
その他の役務収益	42,881	43,440	39,437
その他業務収益	442,001	215,994	374,220
国債等債券売却益	433,960	194,276	363,194
国債等債券償還益	3,423	6,231	-
その他の業務収益	4,617	15,486	11,025
その他経常収益	5,256	10,074	128,257
貸倒引当金戻入益	-	-	-
償却債権取立益	-	2,381	19,744
株式等売却益	-	-	97,372
金銭の信託運用益	-	-	-
その他の経常収益	5,256	7,693	11,141
経 常 費 用	3,078,374	3,345,138	2,776,781
資金調達費用	275,455	210,167	160,568
預金利息	263,940	200,220	152,317
給付補填備金繰入額	11,297	9,709	8,003
譲渡性預金利息	-	-	-
借入金利息	-	0	-
その他の支払利息	217	236	247
役務取引等費用	358,504	331,417	391,890
支払為替手数料	12,469	12,219	12,239
その他の役務費用	346,035	319,198	379,651
その他業務費用	69,656	88,115	148,838
国債等債券売却損	69,560	1,421	40,249
国債等債券償還損	-	86,265	-
国債等債券償却	-	-	108,350
その他の業務費用	96	428	238
人件費	1,135,039	1,136,490	1,058,897
物件費	523,012	530,116	494,297
税金	22,507	28,683	26,905
その他経常費用	694,197	1,020,146	495,383
貸倒引当金繰入額	449,499	660,849	345,288
貸出金償却	24,318	332,845	41,771
株式等売却損	208,264	-	94,531
株式等償却	904	256	-
金銭の信託運用損	-	-	-
その他資産償却	4,499	6,096	2,852
退職給付費用	-	-	-
その他の経常費用	6,711	20,098	10,938

(単位：千円)

科 目	平成22年度 (第59期)	平成23年度 (第60期)	平成24年度 (第61期)
経常利益	129,909	△ 460,394	479,961
特別利益	27,906	—	18,076
固定資産処分益	—	—	—
償却債権取立益	11,779	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—	—
その他の特別利益	16,127	—	18,076
特別損失	2,823	1,886	240,672
固定資産処分損	1,393	1,886	2,834
減損損失	—	—	237,838
その他の特別損失	1,430	—	—
税引前当期純利益	154,992	△ 462,281	257,364
法人税・住民税及び事業税	8,032	112,408	210,075
過年度法人税等	—	—	—
法人税等調整額	△ 5,423	△ 68,934	△ 80,225
当期純利益	152,382	△ 505,756	127,515
繰越金(当期首残高)	299,930	391,648	55,938
経営基盤強化積立金取崩額	—	200,000	—
土地再評価差額金取崩額	—	—	139,702
当期末処分剰余金	452,313	85,891	323,156

特別利益

継続的に発生することのない利益額を計上しています。

特別損失

継続的に発生することのない損失額を計上しています。

法人税・住民税及び事業税

法人税、住民税、事業税の引当額ならびに配当利子所得税の源泉徴収された額を処理しています。

法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税、事業税の調整額を計上しています。

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 55円77銭

● 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成22年度 (第59期)	平成23年度 (第60期)	平成24年度 (第61期)
当期末処分剰余金	452,313,388	85,891,829	323,156,402
特別積立金取崩額	—	—	—
計	452,313,388	85,891,829	323,156,402
剰余金処分額	60,665,102	29,953,689	52,691,332
出資に対する配当金	40,665,102 (年2%)	19,953,689 (年1%)	22,691,332 (年1%)
利益準備金	20,000,000	10,000,000	30,000,000
繰越金(当期末残高)	391,648,286	55,938,140	270,465,070

利益準備金

出資の総額に達するまで毎事業年度の剰余金より積み立てることが義務づけられています。

●粗利益

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
資金運用収益	2,590,856	2,691,175
資金調達費用	210,167	160,568
資金運用収支	2,380,689	2,530,607
役務取引等収益	67,817	63,089
役務取引等費用	331,417	391,890
役務取引等収支	△ 263,600	△ 328,801
その他業務収益	215,994	374,220
その他業務費用	88,115	148,838
その他業務収支	127,879	225,382
業務粗利益	2,244,968	2,427,187
業務粗利益率	1.90%	2.00%

資金運用収支

貸出金や有価証券の受取利息から預金等の支払利息を控除したものです。

役務取引等収支

振込や各種サービスの提供に伴う手数料の収支です。

その他の業務収支

外国為替や国債等債券の売買による損益の収支です。

業務粗利益

業務純益に経費と一般貸倒引当金の純繰入額を加えた利益額で、事業の収益性を示す指標の一つです。

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回

(単位：千円、%)

項 目	平成23年度	平成24年度
資金運用勘定	平均残高 117,959,373	121,168,040
	利息 2,590,856	2,691,175
	利回 2.19	2.22
うち貸出金	平均残高 65,660,854	65,426,579
	利息 2,020,118	2,026,490
	利回 3.07	3.09
うち預け金	平均残高 27,945,604	32,659,211
	利息 180,374	192,936
	利回 0.64	0.59
うち有価証券	平均残高 23,898,214	22,627,550
	利息 372,174	453,559
	利回 1.55	2.00
うちその他	平均残高 454,700	454,700
	利息 18,189	18,189
	利回 4.00	4.00
資金調達勘定	平均残高 114,916,594	118,021,836
	利息 210,166	160,568
	利回 0.18	0.13
うち預金積金	平均残高 114,856,633	117,961,129
	利息 209,930	160,321
	利回 0.18	0.13
うち借入金	平均残高 13,945	10,879
	利息 0	0
	利回 0.00	0.00
うちその他	平均残高 46,015	49,827
	利息 236	247
	利回 0.51	0.49

●役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
役務取引等収益	67,817	63,089
受入為替手数料	24,377	23,651
その他の役務収益	43,440	39,437
役務取引等費用	331,417	391,890
支払為替手数料	12,219	12,239
その他の役務費用	319,198	379,651

●受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
受 取 利 息 の 増 減	△ 101,566	100,319
支 払 利 息 の 増 減	△ 65,288	△ 49,598

●その他業務収益の状況

(単位：千円)

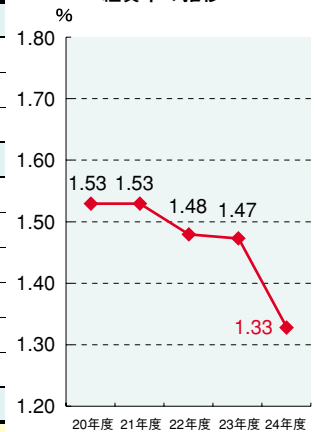
項 目	平成23年度	平成24年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	194,276	363,194
国 債 等 債 券 償 還 益	6,231	—
そ の 他 の 業 務 収 益	15,486	11,025
そ の 他 業 務 収 益 合 計	215,994	374,220

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成23年度	平成24年度
人 件 費	1,136,490	1,058,897
報 酬 給 料 手 当	925,141	858,690
退 職 給 付 費 用	84,561	79,336
社 会 保 険 料 等	126,786	120,870
物 件 費	530,116	494,297
事 務 費	228,877	222,600
固 定 資 産 費	71,100	70,023
事 業 費	35,429	39,330
人 事 厚 生 費	24,920	22,209
預 金 保 険 料	93,040	78,474
そ の 他	76,749	61,658
税 金	28,683	26,905
経 費 合 計	1,695,291	1,580,100

経費率の推移



●諸比率・利回りの状況

(単位：%)

項 目	平成23年度	平成24年度	
総 資 産 経 常 利 益 率	△ 0.37	0.38	
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△ 0.41	0.10	
資 金 運 用 利 回	2.19	2.22	
資 金 調 達 原 価 率	1.64	1.46	
総 資 金 利 鞘	0.54	0.76	
預 貸 率	期 中 平 均	57.16	55.46
	期 末	57.04	57.72
預 証 率	期 中 平 均	20.80	19.18
	期 末	20.37	20.49

総資産経常利益率

資産規模に対する利益の比率を見る指標です。

総資産当期純利益率

総資産に対する当期純利益の割合を表したものです。

総資金利鞘

運用資金全体の収益力を見る指標です。

預貸率

預金量に対する貸出金の比率を表したものです。

預証率

預金量に対する有価証券の保有割合を表したものです。

(注) 総資産経常(当期)利益率 = $\frac{\text{経常(当期)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

リスク管理債権の状況

《リスク管理債権および同債権に対する保全額》

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / A
破 綻 先 債 権	平成23年度	149	98	50	100.00
	平成24年度	24	19	5	100.00
延 滞 債 権	平成23年度	3,023	1,949	1,050	99.23
	平成24年度	3,591	1,963	1,295	90.75
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	平成23年度	49	38	6	90.27
	平成24年度	22	11	1	61.85
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成23年度	755	166	96	34.75
	平成24年度	843	201	75	32.78
合 計	平成23年度	3,978	2,252	1,204	86.90
	平成24年度	4,481	2,196	1,377	79.75

- (注) 1. 「破綻先債権」は、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のいずれかに該当する次の債務者に対する貸出金です。
 イ. 会社更生法等の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ハ. 破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 ニ. 会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者
 ヘ. 海外の法律により、上記に準ずる法律上の整理手続開始の申立てがあった債務者
 2. 「延滞債権」は、上記1. および債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 3. 「3ヶ月以上延滞債権」は、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
 4. 「貸出条件緩和債権」は、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
 5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づき担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。
 6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 7. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権の状況

《金融再生法開示債権および同債権に対する保全額》

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D)=(B)+(C)	保 全 率 (D) / (A)	貸倒引当金 引当率 (C) / (A-B)
破 産 更 生 債 権 お よ び こ れ ら に 準 ず る 債 権	平成23年度	832	652	179	832	100.00	100.00
	平成24年度	646	518	127	646	100.00	100.00
危 険 債 権	平成23年度	2,340	1,395	922	2,317	99.00	97.54
	平成24年度	2,972	1,465	1,175	2,640	88.83	77.97
要 管 理 債 権	平成23年度	805	204	102	307	38.19	17.13
	平成24年度	865	213	77	290	33.53	11.83
開 示 債 権 計	平成23年度	3,978	2,252	1,204	3,457	86.90	69.80
	平成24年度	4,484	2,197	1,379	3,576	79.76	60.32
正 常 債 権	平成23年度	61,707					
	平成24年度	64,075					
合 計	平成23年度	65,685					
	平成24年度	68,559					

- (注) 1. 「金融再生法開示債権の状況」は、当組合の保有する債権（貸出金・貸付有価証券・外国為替・未収利息・仮払金・債務保証見返）について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として4区分しております。
 2. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」は、破産、会社更生、民事再生手続開始申立等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 3. 「危険債権」は、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができていない可能性の高い債権です。
 4. 「要管理債権」は、「3ヶ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
 5. 「正常債権」は、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 6. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 8. 金額は決算後（償却後）の計数です。

預金業務

●預金科目別残高

(単位：千円)

科 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
当座預金	497,843	314,342	316,988	320,923	327,851
普通預金	16,690,174	17,334,021	17,207,271	17,422,245	18,962,989
貯蓄預金	68,635	72,671	71,597	62,700	66,841
通知預金	129,019	260,775	177,762	170,729	189,367
定期預金	84,646,316	85,200,556	87,646,142	89,196,326	91,526,946
固定金利定期	84,646,316	85,200,556	87,646,142	89,196,326	91,526,946
変動金利定期	—	—	—	—	—
定期積金	8,303,476	7,929,224	7,475,376	6,840,518	6,639,964
その他の預金	541,233	767,198	587,821	622,936	563,336
合 計	110,876,700	111,878,791	113,482,958	114,636,380	118,277,297

●預金科目別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比
当座預金	309,954	0.26	303,797	0.25
普通預金	17,723,784	15.43	18,456,769	15.64
貯蓄預金	68,052	0.05	67,051	0.05
通知預金	172,751	0.15	178,249	0.15
定期預金	89,392,892	77.82	92,324,657	78.26
固定金利定期	89,392,892	77.82	92,324,657	78.26
変動金利定期	—	—	—	—
定期積金	7,131,035	6.20	6,568,590	5.56
その他の預金	58,163	0.05	62,013	0.05
合 計	114,856,633	100.00	117,961,129	100.00

●預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比
個人	105,833	92.32	109,014	92.16
法人	8,802	7.67	9,262	7.83
一般法人	6,795	5.92	7,404	6.25
金融機関	6	0.00	14	0.01
公金	2,000	1.74	1,843	1.55
合 計	114,636	100.00	118,277	100.00

●職員1人当たり・1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
職員1人当たりの預金残高	600,190	635,899
1店舗当たりの預金残高	6,368,687	6,570,960

融資業務

●貸出金科目別残高

(単位：千円)

科 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
割引手形	146,724	172,800	89,538	120,845	100,421
手形貸付	3,724,031	3,853,343	3,603,837	3,591,872	2,801,049
証書貸付	62,839,181	62,001,483	59,860,219	59,368,184	62,503,673
うち固定金利扱い	30,055,406	30,624,678	30,180,162	29,015,574	31,556,461
うち変動金利扱い	32,783,775	31,376,805	29,680,057	30,352,610	30,947,212
当座貸越	2,009,312	1,846,035	1,698,513	2,314,889	2,873,108
合 計	68,719,250	67,873,663	65,252,109	65,395,791	68,278,252

●貸出金科目別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比
割引手形	104,343	0.15	106,581	0.16
手形貸付	3,727,855	5.67	3,069,277	4.69
証書貸付	59,931,107	91.27	59,676,414	91.21
当座貸越	1,897,547	2.88	2,574,305	3.93
合 計	65,660,854	100.00	65,426,579	100.00

●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比
運転資金	20,170,631	30.84	24,884,342	36.44
設備資金	45,225,160	69.15	43,393,910	63.55
合 計	65,395,791	100.00	68,278,252	100.00

●貸出金及び債務保証見返の担保別残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
当組合預金積金	1,368,331	12,400	1,319,623	12,800
有価証券	50,950	—	26,150	—
動産不動産	43,694,124	26,025	41,659,365	24,746
その他	—	—	—	—
小 計	45,113,405	38,425	43,005,139	37,546
信用保証協会信用保険	10,501,801	59,494	11,413,685	72,615
保 証	2,440	—	3,000	—
信 用	9,778,143	88,905	13,856,427	56,080
合 計	65,395,791	186,825	68,278,252	166,242

●貸出金業種別残高

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,954,003	2.98	1,900,316	2.78
農 業、林 業	599,312	0.91	663,493	0.97
漁 業	24,417	0.03	28,214	0.04
鉱業、採石業、砂利採取業	6,228	0.00	4,524	0.00
建 設 業	1,799,237	2.75	1,696,679	2.48
電気、ガス、熱供給、水道業	19,977	0.03	22,001	0.03
情 報 通 信 業	2,600	0.00	2,888	0.00
運 輸 業、郵 便 業	1,734,814	2.65	1,665,218	2.43
卸 売 業、小 売 業	3,347,678	5.11	3,349,019	4.90
金 融 業、保 険 業	3,111,214	4.75	4,123,151	6.03
不 動 産 業	7,520,943	11.50	7,004,602	10.25
物 品 賃 貸 業	103,602	0.15	102,851	0.15
学術研究、専門・技術サービス業	656,257	1.00	660,553	0.96
宿 泊 業	730,052	1.11	662,373	0.97
飲 食 業	988,175	1.51	954,523	1.39
生活関連サービス業、娯楽業	4,575,643	6.99	4,564,523	6.68
教 育、学 習 支 援 業	533,282	0.81	412,387	0.60
医 療、福 祉	276,224	0.42	280,171	0.41
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,725,539	4.16	2,745,271	4.02
そ の 他 の 産 業	425,371	0.65	435,410	0.63
小 計	31,134,576	47.60	31,278,174	45.80
地 方 公 共 団 体	3,273,230	5.00	6,352,632	9.30
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	—	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	30,987,984	47.38	30,647,446	44.88
合 計	65,395,791	100.00	68,278,252	100.00

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	平成23年度	構成比	平成24年度	構成比
消 費 者 ロ ー ン	5,954,890	24.97	6,802,195	28.06
住 宅 ロ ー ン	17,892,746	75.03	17,437,477	71.94
合 計	23,847,636	100.00	24,239,672	100.00

●職員1人当たり・1店舗当たりの貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成23年度	平成24年度
職員1人当たりの貸出金残高	342,386	367,087
1店舗当たりの貸出金残高	3,633,099	3,793,236

代理業務

●代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区分	平成23年度	平成24年度
全国信用協同組合連合会	4,647	4,250
商工組合中央金庫	99,637	85,051
日本政策金融公庫	46,579	34,029
住宅金融支援機構	1,196,979	1,019,664
福祉医療機構	110,760	50,466
合計	1,458,603	1,193,461

出資金

●組合員数・出資金の推移

(単位：千円、人、口)

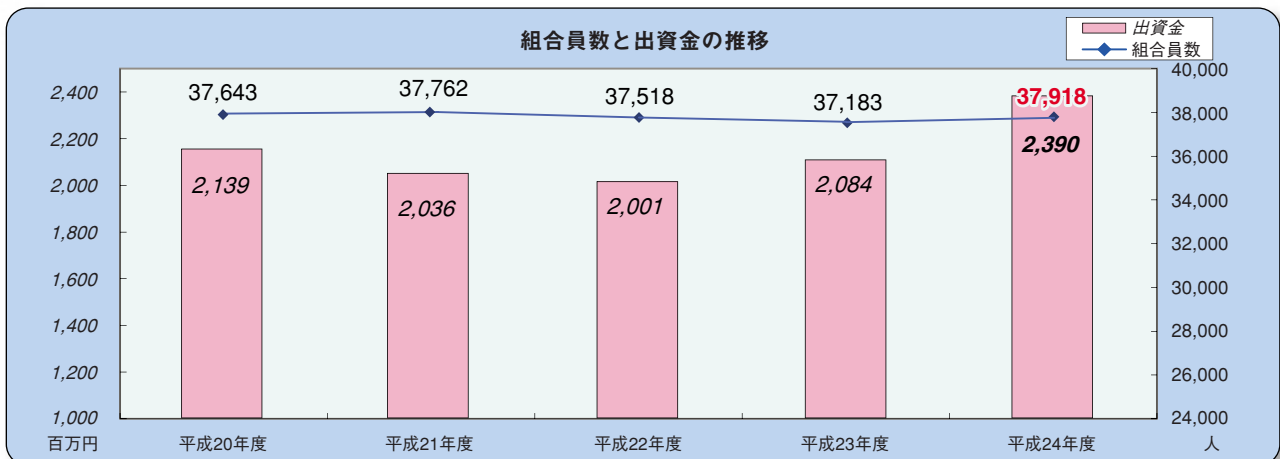
項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出資金	個人					
	組合員	36,233	36,324	36,085	35,769	36,488
	出資金	1,683,022	1,591,575	1,570,751	1,614,603	1,916,759
法人	組合員	1,410	1,438	1,433	1,414	1,430
	出資金	456,094	444,939	431,191	469,779	473,564
合計	組合員	37,643	37,762	37,518	37,183	37,918
	出資金	2,139,116	2,036,514	2,001,942	2,084,382	2,390,323
出資総口数		2,139,116	2,036,514	2,001,942	2,084,382	2,390,323
出資配当率		—	2.0%	2.0%	1.0%	1.0%
出資に対する配当金		—	42,623	40,665	19,953	22,691

(注) 1. 計数は、各年度期末日現在です。
2. 出資金1口の金額は1,000円であります。

●組合員資格

- ①香川県内に住所又は居所を有する方
- ②香川県内において事業を行う小規模の事業者
- ③香川県内において勤労に従事する方

ただし、前記①②の方については、常時使用する従業員の数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）かつ法人については資本の額又は出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5千万円）を超える事業者の方は除きます。



為替

●内国為替取扱実績

(単位：千円、件)

区分	平成23年度		平成24年度	
	件数	金額	件数	金額
送金 他金融機関向け	32,324	27,761,626	31,937	24,988,888
振込 他金融機関から	57,717	23,537,761	56,812	23,423,808
代金 他金融機関向け	204	145,868	201	109,709
取立 他金融機関から	178	148,260	160	107,993

有価証券

●有価証券種類別残高

(単位：千円)

科目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国債	2,794,977	4,069,076	4,132,753	3,344,655	5,045,100
地方債	—	1,259,585	891,850	1,308,630	1,539,675
社債	6,527,692	7,234,246	7,242,299	7,799,346	8,598,153
株式	366,832	380,633	98,744	98,559	98,064
外国証券	3,692,611	3,602,411	4,529,500	4,666,190	4,813,248
その他の証券	2,240,107	2,180,375	4,793,626	6,141,616	4,148,473
合計	15,622,221	18,726,328	21,688,773	23,358,998	24,242,714

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
国債	2,999,700	—	—	—	2,045,400	—	5,045,100
地方債	—	—	—	—	1,539,675	—	1,539,675
社債	1,706,469	1,057,460	1,132,430	518,832	3,867,011	315,950	8,598,152
株式	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	—	710,375	1,972,316	—	565,739	1,564,818	4,813,248
その他の証券	—	214,470	157,800	295,620	—	—	667,890
合計	4,706,169	1,982,305	3,262,546	814,452	8,017,825	1,880,768	20,664,065

(注) 期間の定めがない「株式」、「投資信託」及び「その他有価証券」は除いて算出しております。

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

科目	平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	3,331,035	13.93	2,590,817	11.44
地方債	950,996	3.97	1,096,395	4.84
社債	7,775,985	32.53	7,898,326	34.90
株式	99,188	0.41	98,930	0.43
外国証券	6,937,526	29.02	4,778,826	21.11
その他の証券	4,803,482	20.09	6,164,253	27.24
合計	23,898,214	100.00	22,627,550	100.00

● 有価証券の時価等情報

【満期保有目的の債券】

(単位：百万円)

項目	平成23年度			平成24年度		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
地方債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
短期社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	—	—
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
社債	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,750	1,770	20	1,350	1,360
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	250	249	△0	250	249
	計	2,000	2,019	19	1,600	1,610
その他	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	399	417	17	99	160
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,300	849	△450	1,300	1,000
	計	1,699	1,266	△432	1,399	1,161
合計	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	2,149	2,187	38	1,449	1,521
	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	1,550	1,098	△451	1,550	1,250
	計	3,699	3,286	△412	2,999	2,771

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

項目	平成23年度			平成24年度		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1	1	0	1	1
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	3	3	0	2	3
	計	4	4	△0	3	4
債券	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	8,271	8,155	116	9,806	9,571
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	2,180	2,206	△25	3,776	3,792
	計	10,452	10,361	91	13,582	13,363
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,244	3,203	40	2,045	2,000
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	100	100	△0	2,999	2,999
	計	3,344	3,304	40	5,045	5,000
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,109	1,099	9	1,539	1,499
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	199	199	△0	—	—
	計	1,308	1,299	8	1,539	1,499
短期社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,918	3,851	66	6,221	6,071
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,881	1,906	△24	776	792
	計	5,799	5,757	41	6,998	6,863
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,389	2,313	75	5,906	5,029
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	6,718	7,467	△748	1,655	1,789
	計	9,108	9,781	△67	7,562	6,819
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	10,662	10,469	192	15,714	14,602
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	8,902	9,677	△774	5,434	5,585
	計	19,565	20,147	△581	21,149	20,187

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれております。
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

【時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券】

(単位：百万円)

区分	平成23年度	平成24年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	94	94
その他	—	—
合計	94	94

証券業務

●公共債引受額

取扱いはありません。

●公共債窓販額実績

(単位：千円)

種 別		平成23年度	平成24年度
国債	長期利付債10年	-	-
	個人向け利付債	11,000	-
合 計		11,000	-

お 願 い

お客さまに安心して
お取引していただくために

- 当組合では、お客さまから通帳・証書、現金などをお預りする場合には、必ず「預り証」または「受領証」を発行しております。
- お客さまには、「預り証」または「受領証」の記載内容をご確認ください。
- 「預り証」または「受領証」は、通帳・証書、現金などお渡しした際には、回収させていただきますので大切に保管してください。

けんしんは、お客さまとの通帳・証書、現金などのお預り、お渡しを明確にして安心してお取引を頂くことに取組んでおります。

何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご意見・お問い合わせは

TEL 087-833-3322

本店／百博相談窓口（法務監査部）
受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日及び金融機関の休日は休館）

E-mail kenshin3@ninus.ocn.ne.jp

当組合の預り証及び受領証です。

預り証

書引票 一紙	種
取扱い 25年1月10日 18:00	
普通預金通帳 預り種別 定期	他通帳 2紙
101-120487-000	物件預り 印鑑証明 1紙
定期預金通帳 預り種別 その他	
101-785421-000	
定期預金通帳 預り種別 その他	
101-080121-000	

見本

上記の通り正に受け取りました。
本店営業部
担当 森田 太郎

受領証

書引票 一紙	種
取扱い 25年1月10日 18:00	
普通預金 金額	現金 ¥50,000
普通預金 金額	現金 ¥150,000
定期預金 金額	現金 ¥100,000
合計	現金 ¥300,000
現金	¥300,000
札	¥0
硬貨	¥0

見本

上記の通り正に受け取りました。
本店営業部
担当 森田 太郎

金融円滑化法に基づく条件変更等の実施状況（平成21年12月～平成25年3月末）

〔お客さまが中小企業者である場合〕

	平成25年3月末	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	643件	19,744百万円
うち、実行に係る貸付債権	595件	19,029百万円
うち、謝絶に係る貸付債権	30件	573百万円
うち、審査中の貸付債権	6件	58百万円
うち、取下げに係る貸付債権	12件	82百万円
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付	204件	809百万円
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付	6件	26百万円

〔お客さまが住宅資金借入者である場合〕

	平成25年3月末	
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	103件	1,372百万円
うち、実行に係る貸付債権	75件	972百万円
うち、謝絶に係る貸付債権	10件	132百万円
うち、審査中の貸付債権	1件	5百万円
うち、取下げに係る貸付債権	17件	261百万円

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。なお、当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む。）の報酬体系を開示しています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	26	60
監 事	8	12
合 計	34	72

- (注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
 2. 支払人数は、理事11名、監事3名です。(退任役員を含む)
 3. 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、21百万円です。
 4. 上記以外に支払った役員賞与金はありません。
 5. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事31百万円です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5条に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
 2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金規程」に基づき支払っています。
 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

当組合の歩み（沿革）

昭 和

27	10月	高松市天神前45番地にて「讃岐信用組合」を設立 ／本店、坂出、琴平、観音寺、仏生山各支所を開設
29	3月	「香川県信用組合」に名称変更
30	6月	小豆島支所を開店（31年5月に内海支所へ変更）
	8月	土庄、川東支所を開設
31	6月	長尾、三本松支所を開設
32	5月	「支所」を「支店」に変更、円座支店を開店
33	6月	丸亀支店を開店
35	4月	琴平支店を開店
	5月	坂出支店を開店
	7月	南支店を開店
	10月	屋島支店を開店
	10月	国民金融公庫代理業務の取扱開始
	12月	内海支店を新築移転開店
36	10月	高瀬支店を開店
	12月	新橋支店を開店
37	8月	三本松支店を新築開店
	11月	創立10周年記念式典を開催
38	12月	花園支店を開店
40	7月	西通町支店を開店
41	4月	住宅金融公庫代理業務の取扱開始
	10月	現本店ビルを新築、営業開始
42	12月	環境衛生金融公庫代理業務の取扱開始
43	1月	円座、仏生山支店新店舗へ移転、営業開始
44	3月	坂出支店新店舗へ移転、営業開始
45	8月	NHK受信料口座振替業務の取扱開始
	9月	内国為替業務の取扱開始
47	10月	創立20周年記念式典を開催
48	3月	預金量100億円達成
49	4月	日本電信電話公社収入金収納事務の取扱開始
50	6月	香川県公金収納事務の取扱開始
	8月	コンピュータ導入し始動
51	4月	四国電力㈱の電気料金収納事務の取扱開始
	8月	南支店新築移転、栗林支店に名称変更
	9月	預金量200億円達成
52	10月	創立25周年記念総決起大会、運動会を開催
54	7月	預金量300億円達成
	9月	土庄支店新築移転開店
55	12月	仏生山支店新築移転開店
56	11月	創立30周年記念総決起大会を開催
	12月	預金量400億円達成
57	8月	中央支店を開店
58	2月	円座支店を移転開店
	5月	預金業務のオンラインシステムスタート
59	7月	全国銀行為替データ通信に加盟
	12月	川東支店を新築移転開店
60	7月	融資業務のオンラインシステムスタート ／志度支店開店
	10月	預金量500億円達成
61	7月	けんしんキャッシュサービスを開始
62	10月	ふるさと香川オンラインサービスを開始 ／琴平支店を新築開店 ／創立35周年記念式典を開催
63	6月	預金量600億円達成
	11月	新橋支店を新築開店

平 成

元	7月	預金量700億円達成
	8月	長尾支店新築移転開店
2	7月	預金量800億円達成
	8月	高松市市制100周年記念「高松まつり」の総おどりに参加
	11月	全国信組キャッシュサービス、全国キャッシュサービスを開始 ／観音寺支店新築移転開店
3	9月	サンデーバンキングを開始
	12月	預金量900億円達成
4	10月	創立40周年記念式典を開催
	12月	預金量1,000億円達成
5	4月	香川県庁ロビー共同出張所を設置
6	1月	全国信用組合共同センターに加盟、業務開始
	3月	証券（国債窓販）業務の認可
	6月	渉外支援システムを導入
	7月	香川町役場共同出張所を設置
7	1月	懸賞金付定期預金「瀬戸の夢」発売開始
	10月	けんしん年金友の会発足
8	4月	香南町役場共同出張所を設置
	6月	味わい積金「ラーメン紀行」発売開始 ／長尾町役場共同出張所を設置
	11月	味わい積金「つけもの紀行」発売開始
9	10月	クライアントサーバーシステムを導入
	12月	国民金融公庫代理貸付の取扱いを全店で開始
10	9月	組合員を対象に、CD利用手数料返戻サービスを開始
	11月	懸賞付定期預金「味わい定期」発売開始
11	5月	共同センターのポスト第3次システムへ移行
12	2月	三本松支店で「宝くじ」の販売開始
	3月	デビットカードの取扱開始
	4月	「しんくみ郵貯提携システム」を開始
	7月	監督権限移管後、初の金融庁検査を受査
	10月	インターネットホームページを開設
13	1月	志度町役場共同出張所を設置
	3月	琴平町役場共同出張所を設置
	5月	ATM機による土曜・日曜・祝日の入金業務を開始
	6月	外部監査法人と監査契約を締結
	7月	損害保険窓口販売業務を開始
	9月	高松天満屋共同出張所を設置
	10月	通帳・証書預り管理システムを導入 ／けんしんネット（グループウェア）を導入
14	8月	花園支店を閉鎖、新橋支店に統合 ／内海支店を土庄支店内海出張所に種類変更
	10月	高瀬支店新築移転開店
	11月	創立50周年記念式典を開催
15	2月	共同センターの次期ALMシステムを導入
16	5月	インターネット・モバイルバンキングサービスを開始
	9月	台風16号被災者に対する特別ローンの取扱開始
	10月	通帳の副印鑑制度を廃止、印鑑照合（照会）システムを導入
	11月	ペイオフ対策の一環として、決済用預金の取扱開始
	12月	個人向け国債の取扱開始
17	1月	マルチペイメントネットワークサービスの取扱開始
	9月	土庄支店内海出張所を廃止、土庄支店に統合
	12月	地域の特性を踏まえた利用者満足度アンケート調査を実施 ／香川県アスベスト対策緊急融資の取扱開始



当組合の歩み（沿革）

平成

18	1月 / 提携金融機関との統合ATM相互入金業務を開始 2月 / 「偽造・盗難キャッシュカード補償保険」の取扱開始 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 3月 / 401K（確定拠出年金）の取扱開始 5月 / 新営業支援システム「PDA」を導入 9月 / ICキャッシュカード、ICローンカードの取扱開始
19	3月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 5月 / 共同センターのポスト第5次システムへ移行
20	5月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催 8月 / 「偽造・盗難キャッシュカード補償保険」の取扱開始 9月 / 屋島支店新築移転開店 / 屋島支店に「携帯電話電波感受装置」を設置
21	4月 / 通信販売用総合自動車保険「そんぼ24自動車保険」の取扱開始 6月 / ブロック別総代意見交換会を開催
22	3月 / 土庄支店新築移転開店／内海出長所「ATMブース」新築 11月 / 総代・組合員を対象とした「講演会」及び「意見交換会」を開催
23	1月 / 新グループウェアの導入 / 極度型奨学ローン「チャンス」の取扱開始 3月 / 霧島連山新燃岳噴火被災地に対する義援金付定期預金の募集 / 東日本大震災被災地に対する義援金活動の実施 5月 / 霧島連山新燃岳噴火被災地へ義援金贈呈 6月 / 固定・変動金利選択型住宅ローンの取扱開始 / 東日本大震災復興応援定期預金の募集 7月 / けんしんクレジットカードの取扱開始 8月 / 中央支店にATM機1台増設 10月 / 第2回東日本大震災復興応援定期預金／創立60周年記念定期預金の募集 11月 / 総代・組合員を対象とした「経営セミナー」及び「意見交換会」を開催
24	2月 / 第3回東日本大震災復興応援定期預金／創立60周年記念定期預金の募集 4月 / 創立60周年記念定期積金の募集 6月 / 第1回創立60周年記念定期預金の募集 / 香川県信用組合・商工会アシスト保証制度の取扱開始 11月 / 創立60周年記念感謝の集いを開催 12月 / 第2回創立60周年記念定期預金の募集
25	1月 / 創立60周年記念総決起大会を開催 2月 / でんさいネットサービスの取扱開始 7月 / 「しんくみホットプラン」（団体傷害保険）の取扱開始 / 「あんしんくんビジネスローン」及び「あんしんくんフリーローン」の取扱開始

信用組合を2つの制度でバックアップ

信用組合の中央機関である『**全国信用協同組合連合会**』は、皆さまに安心して信用組合とお取引いただけますように、2つの制度で信用組合をバックアップしております。

全国信用組合保障基金制度

信用組合業界では、合併等を行う信用組合に対して資金援助を行うなど、業界の信用保持を図ることを目的に、『保障基金』を設けており、全国信用協同組合連合会（以下「全信組連」といいます。）がその運営を行っています。

信用組合経営安定支援制度

全信組連は、今後も信用組合が経営の健全性を確保し、皆さまから信頼される金融機関であり続けるために、「モニタリング制度」「監査・指導制度」及び「資本増強支援制度」の3つの制度で構成される『信用組合経営安定支援制度』を運営しています。

I. モニタリング制度

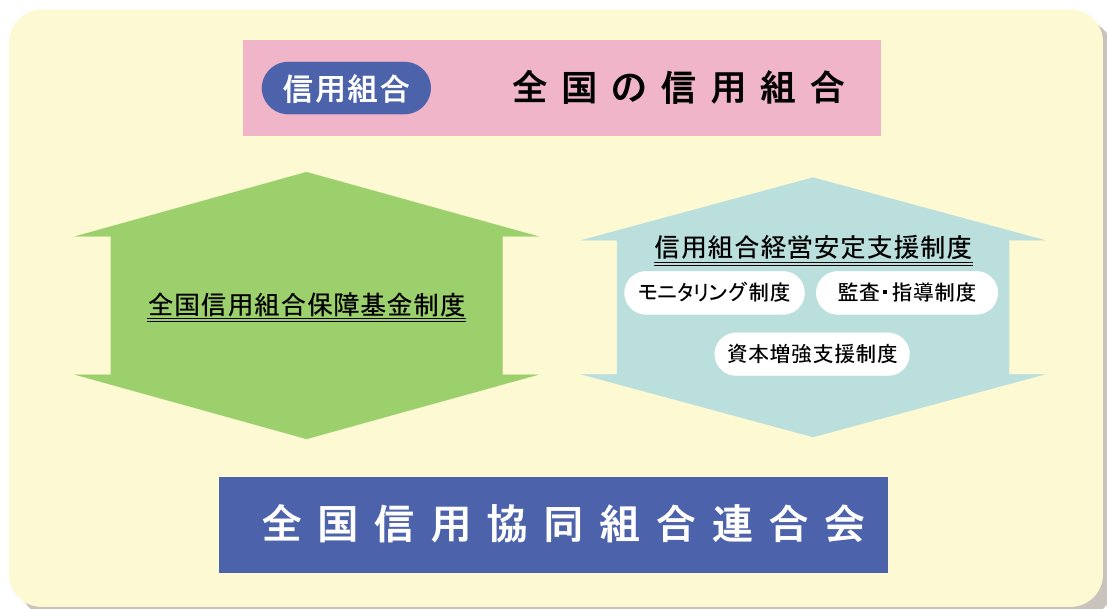
信用組合からの経営資料の提出を受け、経営内容を分析し経営上の問題点の有無等をチェックします。

II. 監査・指導制度

信用組合業界の経営指導・監査機関として「全国信用組合監査機構」を設け、必要に応じて信用組合への実地監査を行い、適切な助言・指導を行います。

III. 資本増強支援制度

必要に応じて信用組合への資本増強支援を行い、自己資本比率の向上を図ります。



ディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。開示項目の頭部にある「*」印は協金法施行規則第69条第1項に定められた法定開示項目であり、「◎」印は金融再生法第7条に定められた法定開示項目です。

信用組合開示項目	掲載頁
◆ ごあいさつ	3
概況及び組織に関する事項	
1. 事業方針	1
2. “けんしん”の概要	3
* 3. 事業の組織	17
* 4. 役員一覧(理事及び監事の氏名、役職名)	18
5. 総代及び総代会関連事項の情報開示	19
6. 総代会、総代・組合員との意見交換会等	20
* 7. 店舗一覧(事務所の名称、所在地)	36
8. 自動機器設置状況	36
9. 組合員数	55
主要事業内容及び業務に関する事項	
* 10. 主要な事業の内容	21
* 11. 事業の概況	4
* 12. 経常収益	4・47
13. 業務純益及びコア業務純益	7
* 14. 経常利益	7・48
* 15. 当期純利益	7・48
* 16. 純資産額	4・40
* 17. 総資産額	4・39
* 18. 預金積金残高	4・6・40
* 19. 貸出金残高	4・6・39
* 20. 有価証券残高	4・39・56
* 21. 単体自己資本比率	4・5・9
* 22. 出資金・出口口数	55
* 23. 出資に対する配当金・率	55
* 24. 職員数	4
主要業務に関する指標	
* 25. 業務粗利益、業務粗利益率	49
* 26. 資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支	49
* 27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回、資金利鞘	49・50
28. 役員取引の状況	49
* 29. 受取利息、支払利息の増減	50
30. その他業務収益の内訳	50
* 31. 経費の内訳	50
* 32. 総資産経常利益率	50
* 33. 総資産当期純利益率	50
預金に関する指標	
* 34. 預金科目別平均残高	52
35. 預金科目別残高、預金者別預金残高	6・52
36. 員外預金比率	23
37. 職員1人当たり預金残高	52
38. 1店舗当たり預金残高	52
融資に関する指標	
* 39. 貸出金科目別残高及び平均残高	53
* 40. 貸出金及び債務保証見返の担保別残高	53
* 41. 貸出金使途別残高	53
* 42. 貸出金業種別残高・構成比	6・33・54
* 43. 預貸率(期末・期中平均)	50
44. 員外貸出金比率	23
45. 消費者ローン、住宅ローン残高	54
46. 代理貸付の内訳	55
47. 職員1人当たり貸出金残高	54
48. 1店舗当たり貸出金残高	54
有価証券指標	
* 49. 商品有価証券種類別の平均残高	取扱なし
* 50. 有価証券種類別残存期間別残高	56
* 51. 有価証券種類別の平均残高	56
* 52. 預証率(期末・期中平均)	50

信用組合開示項目	掲載頁
* 53. パーゼルⅡ(新しい自己資本比率規制)第3の柱に基づく各種開示事項	9
①自己資本に関する事項	9
②信用リスクに関する事項	11
③信用リスク削減手法に関する事項	13
④派生商品取引等に関する事項	14
⑤出資等エクスポージャーに関する事項	15
⑥金利リスクに関する事項	16
54. “けんしん”の内部管理態勢	22
* ①統合的リスク管理態勢	22
* ②法令等遵守(コンプライアンス)の態勢	23
③取引時確認に関するお願い	24
④金融商品に係る勧誘方針	24
⑤与信取引に係る説明態勢	24
⑥個人情報保護宣言	25
⑦個人情報のお取扱について	25
⑧個人データの安全管理措置に関する方針	25
⑨利益相反管理方針	25
⑩反社会的勢力に対する基本方針	25
⑪出資に関する取扱説明態勢	26
⑫苦情相談窓口及び紛争解決窓口の設置	37
55. 振り込め詐欺対策	28
“けんしん”の「偽造・盗難キャッシュカード対策」	29
* 56. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	39・47・48
* 57. リスク管理債権の状況及び同債権に対する保	51
全額	
①破綻先債権額 ②延滞債権額	
③3ヵ月以上延滞債権額 ④貸出条件緩和債権	
◎ 58. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保	8・51
全額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
②危険債権 ③要管理債権 ④正常債権	
* 59. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)	4・5・9
* 60. 有価証券、金銭の信託等の評価	56
61. 外貨建資産残高	取扱なし
62. オフバランス取引の状況	取扱なし
63. 先物取引の時価情報	取扱なし
64. オプション取引の時価情報	取扱なし
* 65. 貸倒引当金の期末残高、期中増減額	12
* 66. 貸出金償却額	12
* 67. 法定監査の状況	18
68. 財務諸表の正確性の検証	18
その他の業務	
69. 内国為替取扱実績	56
70. 外国為替取扱実績(取次)	取扱なし
71. 公共債引受実績	取扱なし
72. 公共債窓販実績	58
73. 手数料一覧	21
74. 地域密着型金融の取組状況	31
①地域経済活性化への取組み状況	31
②取引先への支援状況等	31
③融資を通じた地域貢献	33
* ④中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況	35
⑤地域サービスの充実	36
⑥文化的・社会的貢献に関する活動	38
75. 金融円滑化法に基づく対応について	59
76. 役員の報酬体系について	60
77. 当組合の歩み(沿革)	61
78. 中央機関の役割	63



好きです ふるさと心のふれあい大切に



〒760-0050 香川県高松市亀井町9番地10
TEL : 087 (833) 3311 FAX : 087 (834) 2646
ホームページ <http://www.kagawaken.shinkumi.jp/>